

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年3月1日
(第12期) 至 平成29年2月28日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

(E03462)

第12期（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成29年5月26日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書および内部統制報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
第12期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	11
第2【事業の状況】	12
1【業績等の概要】	12
2【生産、受注及び販売の状況】	15
3【対処すべき課題】	18
4【事業等のリスク】	19
5【経営上の重要な契約等】	24
6【研究開発活動】	24
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3【設備の状況】	30
1【設備投資等の概要】	30
2【主要な設備の状況】	31
3【設備の新設、除却等の計画】	37
第4【提出会社の状況】	38
1【株式等の状況】	38
2【自己株式の取得等の状況】	88
3【配当政策】	89
4【株価の推移】	89
5【役員の状況】	90
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	96
第5【経理の状況】	111
1【連結財務諸表等】	112
2【財務諸表等】	173
第6【提出会社の株式事務の概要】	184
第7【提出会社の参考情報】	185
1【提出会社の親会社等の情報】	185
2【その他の参考情報】	185
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	186
監査報告書	
平成29年2月連結会計年度	187
平成29年2月事業年度	191
内部統制報告書	193

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月26日
【事業年度】	第12期（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井阪 隆一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
営業収益 (百万円)	4,991,642	5,631,820	6,038,948	6,045,704	5,835,689
経常利益 (百万円)	295,836	339,083	341,484	350,165	364,405
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	138,064	175,691	172,979	160,930	96,750
包括利益 (百万円)	196,778	277,175	272,582	144,603	116,175
純資産額 (百万円)	1,994,740	2,221,557	2,430,917	2,505,182	2,475,806
総資産額 (百万円)	4,262,397	4,811,380	5,234,705	5,441,691	5,508,888
1株当たり純資産額 (円)	2,140.45	2,371.92	2,601.23	2,683.11	2,641.40
1株当たり当期純利益金額 (円)	156.26	198.84	195.66	182.02	109.42
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	156.15	198.69	195.48	181.84	109.31
自己資本比率 (%)	44.4	43.6	43.9	43.6	42.4
自己資本利益率 (%)	7.6	8.8	7.9	6.9	4.1
株価収益率 (倍)	17.3	19.2	23.4	24.7	40.2
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	391,406	454,335	416,690	488,973	512,523
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△340,922	△286,686	△270,235	△335,949	△371,602
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	10,032	△55,227	△79,482	△2,312	△78,190
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	800,087	921,432	1,000,762	1,147,086	1,209,497
従業員数 (名)	55,011	55,364	54,665	53,993	54,448
[外、平均臨時雇用者数]	[85,705]	[93,230]	[93,642]	[91,467]	[86,490]

(注) 1 営業収益には消費税等（消費税および地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。

2 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
営業収益 (百万円)	89,383	89,946	106,958	110,008	217,860
経常利益 (百万円)	78,421	79,116	94,667	90,341	193,329
当期純利益 (百万円)	79,955	77,953	95,119	72,803	73,558
資本金 (百万円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	886,441,983	886,441,983	886,441,983	886,441,983	886,441,983
純資産額 (百万円)	1,412,526	1,434,863	1,473,961	1,480,584	1,479,210
総資産額 (百万円)	1,915,367	1,942,587	1,954,539	1,941,937	1,845,861
1株当たり純資産額 (円)	1,597.27	1,621.27	1,664.97	1,671.77	1,670.18
1株当たり配当額 (円)	64.00	68.00	73.00	85.00	90.00
(うち1株当たり中間配当額)	(31.00)	(33.00)	(36.50)	(38.50)	(45.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	90.49	88.22	107.59	82.34	83.18
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	90.44	88.16	107.50	82.27	83.11
自己資本比率 (%)	73.7	73.8	75.3	76.1	80.0
自己資本利益率 (%)	5.7	5.5	6.5	4.9	5.0
株価収益率 (倍)	29.9	43.2	42.5	54.6	52.9
配当性向 (%)	70.7	77.1	67.9	103.2	108.2
従業員数 (名)	418	428	455	545	575
[外、平均臨時雇用者数]	[22]	[25]	[25]	[24]	[22]

(注) 1 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第11期の1株当たり配当額には、創立10周年記念配当8円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	摘要
平成17年4月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社デニーズジャパン（以下「3社」）は共同して株式移転により完全親会社となる持株会社（当社）を設立することを取締役会で決議し、株式移転契約書を締結。
平成17年5月	3社の株主総会において株式移転による持株会社設立を承認。
平成17年9月	当社設立。 東京証券取引所市場第一部上場。
平成17年11月	7-Eleven, Inc. の株式を子会社を通じて公開買付により取得し、完全子会社となる。
平成17年12月	株式会社ミレニアムリテイリングと事業提携ならびに経営統合に関する基本合意書を締結。
平成18年1月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式65.45%を取得し、同社の子会社である株式会社そごう、株式会社西武百貨店ほか11社が当社の子会社となる。
平成18年6月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式を追加取得した上で株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成18年9月	株式会社ヨークベニマルと株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成19年1月	レストラン事業分野の相乗効果を図るため、同事業分野3社（株式会社デニーズジャパン、株式会社ファミリーおよびヨーク物産株式会社）を統合・再編することとし、これら3社の100%親会社となる株式会社セブン&アイ・フードシステムズを設立。
平成20年1月	金融関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループを設立。
平成20年2月	株式会社セブン銀行は、平成20年2月29日にジャスダック証券取引所（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
平成20年7月	IT関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン&アイ・ネットメディアを設立。
平成21年6月	一般用医薬品市場参入のため、株式会社セブンヘルスカケア（現株式会社セブン美のガーデン）設立。
平成21年8月	株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう、株式会社西武百貨店の3社を統合し、存続会社である株式会社そごうの商号を、株式会社そごう・西武に変更。
平成23年3月	株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループは、株式会社SEキャピタルと合併し解散、存続会社である株式会社SEキャピタルは、商号を株式会社セブン・フィナンシャルサービスへ変更。
平成23年4月	株式会社セブンCSカードサービスの株式51.00%を取得し、同社が子会社となる。
平成23年12月	株式会社セブン銀行は、平成23年12月26日に東京証券取引所市場第一部に上場。
平成26年1月	株式会社セブン&アイ・ネットメディアは、株式会社ニッセンホールディングスの株式を公開買付けおよび第三者割当増資の引受けにより議決権の50.74%を取得し、同社および同社の子会社25社が当社の連結子会社となる。
平成28年11月	株式会社セブン&アイ・ネットメディアは、株式交換により株式会社ニッセンホールディングスの株式を取得し、同社が完全子会社となる。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社を純粋持株会社とする176社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業、金融関連事業および通信販売事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は報告セグメントの区分と一致しております。

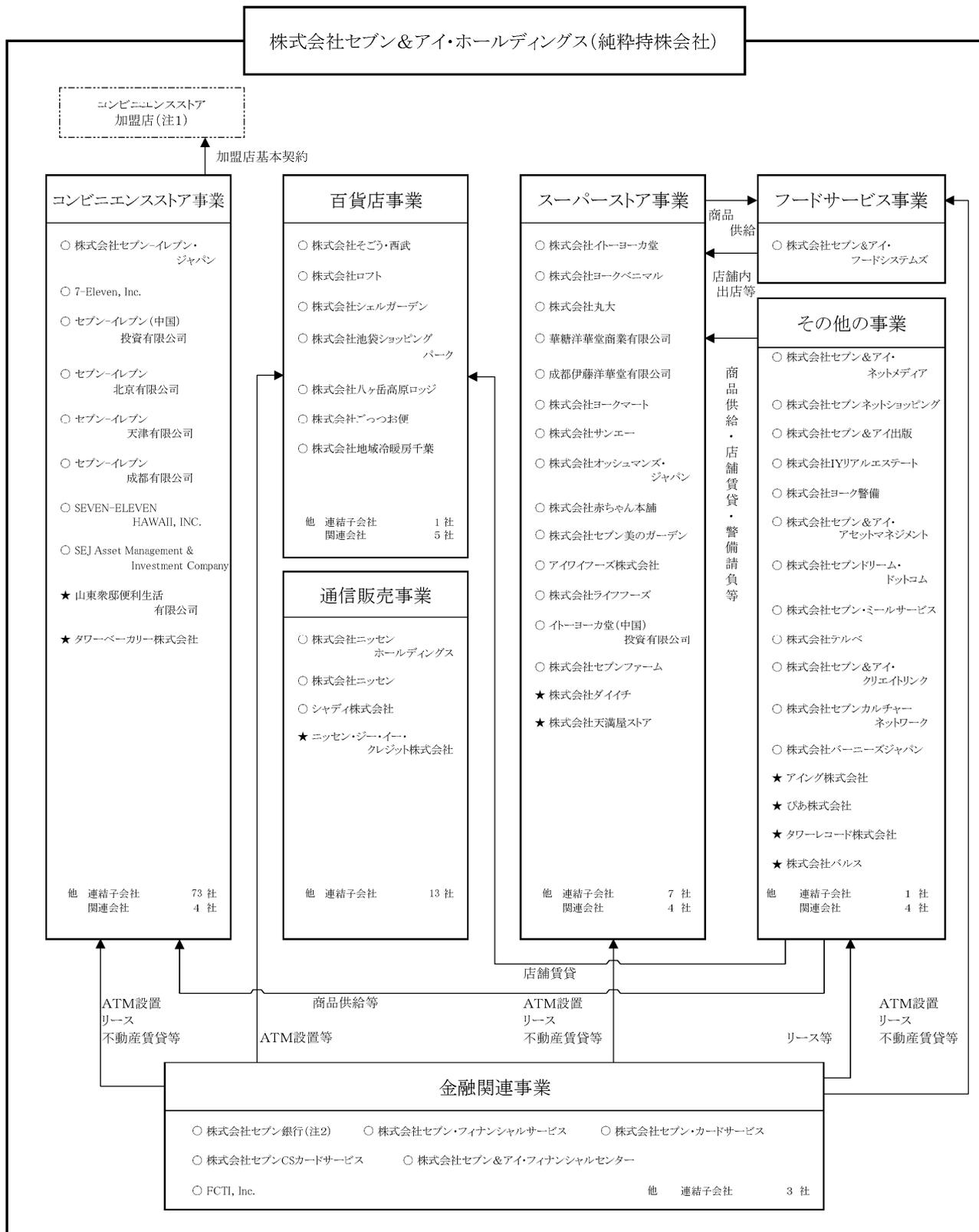
なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

事業内容等	主な会社名	会社数
コンビニエンスストア事業 (87社)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc. セブン-イレブン(中国)投資有限公司 セブン-イレブン北京有限公司、セブン-イレブン天津有限公司 セブン-イレブン成都有限公司、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. SEJ Asset Management & Investment Company 山東衆邸便利生活有限公司*1、タワーベーカリー株式会社*1	連結子会社 81社 関連会社 6社 計 87社
スーパーストア事業 (27社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル 株式会社丸大、華糖洋華堂商業有限公司 成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート 株式会社サンエー、株式会社オッシュマンズ・ジャパン 株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブン美のガーデン アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ イトーヨーカ堂(中国)投資有限公司、株式会社セブンファーム 株式会社ダイイチ*1、株式会社天満屋ストア*1	連結子会社 21社 関連会社 6社 計 27社
百貨店事業 (13社)	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト 株式会社シェルガーデン、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社八ヶ岳高原ロッジ、株式会社ごっつお便 株式会社地域冷暖房千葉	連結子会社 8社 関連会社 5社 計 13社
フードサービス事業 (1社)	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	連結子会社 1社
金融関連事業 (9社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブン・カードサービス 株式会社セブンCSカードサービス 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター、FCTI, Inc.	連結子会社 9社
通信販売事業 (17社)	株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン シャディ株式会社 ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社*1	連結子会社 16社 関連会社 1社 計 17社
その他の事業 (21社)	株式会社セブン&アイ・ネットメディア 株式会社セブンネットショッピング、株式会社セブン&アイ出版 株式会社IYリアルエステート、株式会社ヨーク警備 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント 株式会社セブンドリーム・ドットコム 株式会社セブン・ミールサービス 株式会社テルベ、株式会社セブン&アイ・クリエイトリック*2 株式会社セブンカルチャーネットワーク 株式会社バーニーズジャパン、アイング株式会社*1 びあ株式会社*1、タワーレコード株式会社*1、株式会社バルス*1	連結子会社 13社 関連会社 8社 計 21社

(注) *1 山東衆邸便利生活有限公司、タワーベーカリー株式会社、株式会社ダイイチ、株式会社天満屋ストア、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社、アイング株式会社、びあ株式会社、タワーレコード株式会社および株式会社バルスは関連会社であります。

*2 株式会社モール・エスシー開発は、平成28年11月30日付で株式会社セブン&アイ・クリエイトリックに商号を変更いたしました。

事業の系統は概ね次の図のとおりであります。



○ 連結子会社 ★ 持分法適用関連会社

(注) 1 コンビニエンスストア加盟店は、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、セブン-イレブン北京有限公司、セブン-イレブン天津有限公司およびセブン-イレブン成都有限公司と加盟店基本契約を締結している独立した事業体であります。

2 株式会社セブン銀行は平成29年2月末時点で、グループ各店を中心に23,353台のATMを設置しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		営業上の取引等
					役員の兼任等		
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブン-イレブン・ ジャパン (注) 3, 8	東京都 千代田区	17,200	コンビニエンス ストア事業	100.0	2	—	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
7-Eleven, Inc. (注) 3, 8	アメリカ テキサス州	千米ドル 13	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	3	—	—
株式会社イトーヨーカ堂 (注) 3, 8	東京都 千代田区	40,000	スーパーストア 事業	100.0	2	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行って おります。
株式会社ヨークベニマル (注) 3	福島県 郡山市	9,927	スーパーストア 事業	100.0	2	—	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社そごう・西武 (注) 3, 8	東京都 千代田区	10,000	百貨店事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・フ ードシステムズ	東京都 千代田区	3,000	フードサービス 事業	100.0	—	2	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行って おります。
株式会社セブン銀行 (注) 3, 4, 5	東京都 千代田区	30,572	金融関連事業	45.8 (45.8)	2	—	—
株式会社ニッセンホールデ ィングス (注) 3	京都市 南区	11,873	通信販売事業	100.0 (100.0)	—	1	—
セブン-イレブン(中国) 投資有限公司 (注) 3	中国 北京市	千元 726,217	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	—	2	—
セブン-イレブン北京有限 公司	中国 北京市	千米ドル 35,000	コンビニエンス ストア事業	65.0 (65.0)	—	—	—
セブン-イレブン天津有限 公司	中国 天津市	千元 140,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	—	—	—
セブン-イレブン成都有限 公司	中国 四川省	千米ドル 55,160	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	—	—	—
SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.	アメリカ ハワイ州	千米ドル 20,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	2	—	—
SEJ Asset Management & Investment Company	アメリカ デラウェア 州	千米ドル 107	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	1	—	—
株式会社丸大	新潟県 長岡市	213	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	—	2	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
華糖洋華堂商業有限公司 (注) 3	中国 北京市	千米ドル 65,000	スーパーストア 事業	75.8 (75.8)	—	—	—
成都伊藤洋華堂有限公司	中国 四川省	千米ドル 23,000	スーパーストア 事業	75.0 (75.0)	—	—	—
株式会社ヨークマート	東京都 千代田区	1,000	スーパーストア 事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員 (人)	当社従業員 (人)	
株式会社サンエー	宮城県 石巻市	138	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	—	—	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社オッシュマンズ・ ジャパン	東京都 千代田区	2,500	スーパーストア 事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市 中央区	3,780	スーパーストア 事業	95.0 (10.3)	1	—	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン美のガーデン	東京都 千代田区	450	スーパーストア 事業	95.3 (93.7)	—	—	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
アイワイフーズ株式会社	埼玉県 加須市	75	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	—	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ライフフーズ	福島県 郡山市	120	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	1	—	—
イトーヨーカ堂(中国)投 資有限公司	中国 北京市	千米ドル 47,250	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	1	—	—
株式会社セブンファーム	東京都 千代田区	13	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	—	—	・各種業務の受託を行っております。
株式会社ロフト	東京都 渋谷区	750	百貨店事業	75.2 (75.2)	—	1	—
株式会社シェルガーデン	東京都 目黒区	100	百貨店事業	100.0 (100.0)	—	—	—
株式会社池袋ショッピング パーク	東京都 豊島区	1,200	百貨店事業	60.7 (60.7)	—	—	—
株式会社八ヶ岳高原ロッジ	長野県 南佐久郡 南牧村	100	百貨店事業	100.0 (100.0)	—	—	—
株式会社ごっつお便	東京都 豊島区	10	百貨店事業	100.0 (100.0)	—	—	—
株式会社地域冷暖房千葉	千葉市 中央区	1,000	百貨店事業	43.4 (43.4) [18.2]	—	—	—
株式会社セブン・フィナン シャルサービス	東京都 千代田区	75	金融関連事業	100.0	—	1	・当社は経営戦略に関するものの他、 各種役務および便益等を提供し、対 価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン・カードサ ービス (注) 3	東京都 千代田区	7,500	金融関連事業	95.5 (95.5)	—	1	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンCSカード サービス	東京都 千代田区	100	金融関連事業	51.0 (51.0)	—	1	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・フ ィナンシャルセンター	東京都 千代田区	10	金融関連事業	100.0	2	2	・資金の預入および借入を行ってあり ます。 ・各種業務の受託を行っております。
FCTI, Inc.	アメリカ カリフォル ニア州	千米ドル 19,836	金融関連事業	100.0 (100.0)	—	—	—
株式会社ニッセン (注) 6	京都市 南区	100	通信販売事業	100.0 (100.0)	—	—	・各種業務の委託を行っております。
シャディ株式会社	東京都 港区	3,445	通信販売事業	100.0 (100.0)	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
株式会社セブン&アイ・ネットメディア (注) 3	東京都千代田区	7,665	その他の事業	100.0	—	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブンネットショッピング	東京都千代田区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	—	—	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の委託を行っております。
株式会社セブン&アイ出版	東京都千代田区	242	その他の事業	100.0 (100.0)	1	—	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社IYリアルエステート	東京都千代田区	58	その他の事業	100.0 (100.0)	1	—	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ヨーク警備	東京都千代田区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	—	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント (注) 3	東京都千代田区	10,000	その他の事業	100.0	1	3	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区	450	その他の事業	68.0 (68.0)	—	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社セブン・ミールサービス	東京都千代田区	300	その他の事業	90.0 (90.0)	—	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社テルベ	北海道北見市	400	その他の事業	99.0 (99.0)	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	東京都千代田区	622	その他の事業	100.0	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンカルチャーネットワーク	東京都千代田区	1,650	その他の事業	100.0 (100.0)	—	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社バーニーズジャパン	東京都渋谷区	4,990	その他の事業	100.0	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
その他98社 (注) 7	—	—	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員 (人)	当社従業員 (人)	
(持分法適用関連会社) 山東衆邸便利生活有限公司	中国 山東省	千元 210,000	コンビニエンス ストア事業	35.0 (35.0)	-	-	-
タワーベーカリー株式会社	埼玉県 越谷市	100	コンビニエンス ストア事業	20.0 (20.0)	-	-	-
株式会社ダイイチ	北海道 帯広市	1,639	スーパーストア 事業	30.0 (30.0)	-	-	-
株式会社天満屋ストア	岡山市 北区	3,697	スーパーストア 事業	20.0 (20.0)	-	-	-
ニッセン・ジー・イー・ク レジット株式会社	京都市 中央区	4,050	通信販売事業	50.0 (50.0)	-	-	-
アイング株式会社	東京都 千代田区	99	その他の事業	29.7 (29.7)	-	1	-
びあ株式会社	東京都 渋谷区	4,621	その他の事業	19.7 (9.9)	-	-	-
タワーレコード株式会社	東京都 渋谷区	6,545	その他の事業	44.6	-	1	-
株式会社バルス	東京都 渋谷区	100	その他の事業	30.0	-	1	-
その他17社 (注) 7	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。
- 2 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であり、[外書]は緊密な者の所有割合であります。
- 3 特定子会社に該当しております。
- 4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出しております。
- 5 実質的に判断して連結子会社としております。
- 6 債務超過会社で債務超過の額は、平成29年2月末時点で16,847百万円となっております。
- 7 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。
- 8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武については、営業収益(連結会社間の内部営業収益を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武の主要な損益情報等は、次のとおりであります。

	営業収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	833,743	251,265	144,151	1,293,157	1,770,944
7-Eleven, Inc.	1,658,542	72,996	45,470	705,025	1,231,149
株式会社イトーヨーカ堂	1,255,017	1,786	△13,797	544,808	753,315
株式会社そごう・西武	760,692	2,593	△28,426	93,827	424,143

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成29年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
コンビニエンスストア事業	25,421 [14,436]
スーパーストア事業	17,104 [51,773]
百貨店事業	5,867 [8,374]
フードサービス事業	1,387 [8,938]
金融関連事業	1,550 [354]
通信販売事業	1,173 [1,942]
その他の事業	1,371 [651]
全社（共通）	575 [22]
合計	54,448 [86,490]

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
- 2 「全社（共通）」は当社の就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
575 [22]	44.1	18.5	7,138,751

- (注) 1 当社の従業員は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
- 3 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
- 4 当社の従業員はすべて全社（共通）に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、セブン&アイグループ労働組合連合会、そごう・西武労働組合等が組織されております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における小売業を取り巻く経済環境は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続き、お客様の選別の目はより厳しさを増しております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「変化への対応と基本の徹底」を経営スローガンに掲げ、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品や地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

グループのプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品につきましては、新商品の開発を推進するとともに、既存商品のリニューアルを積極的に実施することで、品質の更なる向上と新しい価値の提案を図りました。なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は1兆1,500億円（前年同期比114.9%）、セブンプレミアムを含めたグループのオリジナル商品売上は3兆2,000億円（同106.7%）となりました。

当社グループのオムニチャネル戦略につきましては、グループ統合ポータルサイト「omni7（オムニセブン）」における商品力の強化を図りました。また、Eコマースを中心に不特定多数のお客様にアプローチする戦略から、国内のグループ店舗に日々来店される2,200万人のお客様に焦点を当てた戦略に変更し、各社共通のポイントプログラムなどが利用可能なスマートフォン用アプリケーションの開発に着手いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は金融関連事業が増収となったものの、為替レート変動に伴う円高の影響により2,109億円減少したことに加え、スーパーストア事業、百貨店事業、通信販売事業の減収により5,835,689百万円（前年同期比96.5%）となりました。

営業利益は、為替レート変動に伴う影響により75億円減少したものの、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業および金融関連事業の増益により364,573百万円（前年同期比103.5%）、経常利益は364,405百万円（前年同期比104.1%）となり、それぞれ6期連続で過去最高の数値を達成いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、主にスーパーストア事業と百貨店事業の店舗に係る減損損失や、百貨店事業に係るのれんの減損損失等を含む特別損失を計上したことにより96,750百万円（前年同期比60.1%）となりました。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は10,621,530百万円（前年同期比99.2%）となりました。

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は2,550,640百万円（前年同期比95.3%）、営業利益は313,195百万円（前年同期比103.0%）となりました。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、当連結会計年度末時点で19,422店舗（前期末比850店舗増）を展開しております。店舗におきましては、質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店における基準をより厳しく見直しました。商品におきましては、サンドイッチやフライヤーなどの基本商品の積極的なリニューアルを実施し、更なる品質向上に取り組んだことにより販売は好調に推移いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は平成24年8月以来55ヶ月連続でプラスとなりました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4,515,605百万円（前年同期比105.2%）となりました。

北米の7-Eleven, Inc. は、平成28年12月末時点で8,707店舗（前年同月比207店舗増）を展開しております。店舗におきましては、都市部への出店を推進するとともに、収益性を重視して既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。また、平成28年7月には米国CST Brands社の店舗取得に加え、同年9月よりカナダImperial Oil社の店舗を段階的に取得いたしました。商品におきましては、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に引き続き注力したことに加え、ソフトドリンクやアルコール飲料等の売上が伸びました。これらの結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年度を上回って推移いたしました。為替レート変動に伴う影響により、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は2,735,199百万円（前年同期比92.7%）となりました。

中国におきましては、平成28年12月末時点で北京市に219店舗、天津市に82店舗、成都市に67店舗を運営しております。

② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は2,025,534百万円（前年同期比98.3%）、営業利益は22,903百万円（前年同期比316.6%）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、当連結会計年度末時点で171店舗（前期末比11店舗減）を運営しております。店舗におきましては、食品館の3店舗と「セブンパーク アリオ柏」の計4店舗を出店いたしました。また、テナントミックスによる売場構成の見直しや15店舗の閉鎖等の事業構造改革を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えや、「セブンプレミアム」などの差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を下回りましたが、販促費の抑制や荒利率の改善、衣料品の在庫適正化等により収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に213店舗（前期末比8店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗（同2店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは、生鮮食品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを強化し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を上回りました。

ベビー・マタニティ用品を販売する株式会社お赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で106店舗（前期末比3店舗増）を運営しております。

中国における総合スーパーは、平成28年12月末時点で成都市に6店舗、北京市に2店舗を展開しております。

③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は852,174百万円（前年同期比96.3%）、営業利益は3,672百万円（前年同期比95.8%）となりました。

株式会社そごう・西武は、当連結会計年度末時点で19店舗（前期末比4店舗減）を運営しております。販売におきましては、百貨店ならではの質の高い接客とビューティーアドバイザー等の専門販売員によるトータルアドバイス機能の強化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、衣料品を中心に売上が伸び悩み前年度を下回りました。店舗におきましては、事業構造改革に基づき平成29年2月末までに「そごう柏店」、「西武旭川店」、「西武八尾店」、「西武筑波店」の4店舗を閉店するとともに、平成28年10月に要員の適正化を図るべく希望退職を実施いたしました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、当連結会計年度末時点で109店舗（前期末比7店舗増）を運営しております。

④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は82,562百万円（前年同期比98.5%）、営業利益は515百万円（前年同期比56.2%）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズは、当連結会計年度末時点で815店舗（前期末比36店舗減）、内レストラン事業部で386店舗（同3店舗減）を運営しております。当連結会計年度におけるレストラン事業は、客単価は回復傾向だったものの、客数の伸び悩みにより既存店売上伸び率は前年度を下回りました。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は201,932百万円（前年同期比104.9%）、営業利益は50,130百万円（前年同期比100.9%）となりました。

株式会社セブン銀行における当連結会計年度末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン-イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前年度末比965台増の23,353台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のATM1日1台当たり平均利用件数は、一部提携銀行の顧客手数料有料化や日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入に伴う消費マインドの変化等により95.6件（前年同期比3.6件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年度を上回りました。

カード事業会社におきましては、株式会社セブンCSカードサービスがそごう・西武店舗の一部閉店等により取扱高が減少しましたが、株式会社セブン・カードサービスはクレジットカード事業、電子マネー事業ともに、取扱高が増加するなど順調に推移いたしました。

⑥ 通信販売事業

通信販売事業における営業収益は139,226百万円（前年同期比87.7%）、営業損失は15,097百万円となり、前連結会計年度と比べて6,645百万円の損失拡大となりました。

当社は、平成28年11月1日に完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアの株式交換により、株式会社ニッセンホールディングスを完全子会社化し、構造改革を推進いたしました。なお、株式会社ニッセンホールディングスは、当連結会計年度より決算期末日を12月20日から2月末日に変更し、当期は14ヶ月決算となりました。

⑦ その他の事業

その他の事業における営業収益は57,424百万円（前年同期比93.2%）、営業利益は4,632百万円（前年同期比83.3%）となりました。

⑧ 消去および当社

当社グループで取り組んでいるオムニチャネル戦略におきましては、グループ全体に係る費用としてシステムに係る運用保守費やソフトウェアに係る減価償却費等を、消去および当社（調整額）にて計上しております。当セグメントにおける営業損失は15,379百万円となり前連結会計年度と比べて4,801百万円の損失拡大となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ62,411百万円増加したことにより、1,209,497百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、512,523百万円の収入（前年同期比104.8%）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が217,569百万円、減価償却費が207,483百万円、減損損失が59,719百万円、のれん償却額が55,458百万円となりましたが、法人税等の支払額が140,629百万円となったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、371,602百万円の支出（前年同期比110.6%）となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が321,089百万円となったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、78,190百万円の支出（前年同期は2,312百万円の支出）となりました。これは、長期借入れによる収入が139,451百万円あったものの、長期借入金の返済による支出が98,739百万円、社債の償還による支出が40,000百万円、配当金の支払額が80,834百万円となったことなどによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高 (百万円)	前年同期比 (%)
コンビニエンスストア事業	1,310,303	89.9
スーパーストア事業	1,454,209	95.9
百貨店事業	637,821	96.3
フードサービス事業	29,792	99.3
金融関連事業	22,586	143.9
通信販売事業	90,991	97.3
その他の事業	18,516	92.4
計	3,564,221	93.9

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当連結会計年度における売上実績（営業収益のうちの売上高）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高 (百万円)	前年同期比 (%)
コンビニエンスストア事業	1,561,496	90.9
スーパーストア事業	1,980,953	98.2
百貨店事業	836,675	96.3
フードサービス事業	81,656	98.5
金融関連事業	22,355	137.5
通信販売事業	136,695	87.1
その他の事業	26,538	85.1
計	4,646,370	95.0

(注) 1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. のチェーン全店売上は、それぞれ4,515,605百万円、2,735,199百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上のみが含まれております。なお、加盟店売上（チェーン全店売上から自営店売上を差引いた金額）を加えた場合、合計売上は、10,392,190百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

4 主要な子会社の売上状況は、次のとおりであります。

(1) コンビニエンスストア事業

① 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

区分	チェーン全店売上（百万円）	前年同期比（％）	構成比（％）
加工食品	1,183,088	106.0	26.2
ファスト・フード	1,350,166	105.6	29.9
日配食品	614,122	106.0	13.6
食品計	3,147,377	105.8	69.7
非食品	1,368,228	103.9	30.3
合計	4,515,605	105.2	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。また、チェーン全店売上は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）の売上の合計金額であります。

② 7-Eleven, Inc.

区分	チェーン全店売上（百万円）	前年同期比（％）	構成比（％）
加工食品	650,509	93.6	23.8
ファスト・フード	244,299	93.3	9.0
日配食品	101,814	92.2	3.7
食品計	996,623	93.4	36.5
非食品	624,655	94.5	22.8
商品計	1,621,278	93.8	59.3
ガソリン	1,113,921	91.2	40.7
合計	2,735,199	92.7	100.0

(注) チェーン全店売上は、加盟店と自営店の売上の合計金額であります。

(2) スーパーストア事業

① 株式会社イトーヨーカ堂

区分	売上高（百万円）	前年同期比（％）	構成比（％）
衣料	179,027	95.7	14.7
住居	122,445	85.7	10.0
食品	585,457	97.3	48.0
商品計	886,930	95.2	72.7
テナント	322,191	102.4	26.4
その他	10,130	107.0	0.8
合計	1,219,252	97.1	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 株式会社ヨークベニマル

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
生鮮食品	145,105	104.0	34.6
加工食品	98,819	103.2	23.6
デイリー食品	81,101	104.7	19.4
食品計	325,026	103.9	77.6
衣料	14,967	94.2	3.6
住居	20,296	99.5	4.8
商品計	360,290	103.2	86.0
テナント	58,439	102.1	14.0
合計	418,729	103.1	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 百貨店事業

株式会社そごう・西武

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
衣料	291,470	91.9	39.0
雑貨	75,770	93.4	10.1
食品	157,168	96.4	21.0
商品計	524,410	93.4	70.1
テナント	183,696	97.4	24.6
法人外商部	39,844	97.9	5.3
合計	747,951	94.6	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) フードサービス事業

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
レストラン事業部	60,790	96.8	73.8
給食事業部	16,422	107.8	19.9
ファストフード事業部	5,181	91.6	6.3
合計	82,394	98.5	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 経営課題

当社は、流通サービスに欠かせないあらゆる分野で培ってきた事業インフラやノウハウを結集するとともに、ダイバーシティ等の推進を通じて、一層のグループシナジーを発揮して持続的な成長と発展を目指してまいります。また、現場と経営が一体となって創意工夫を積み重ねる風土を根付かせ、社会に新しい価値を常に提案する力強い流通サービスグループを目指し、企業価値最大化に向けてまい進してまいります。

以上の目的達成のため、当社では以下の行為計画を掲げております。

- ① 日米コンビニエンスストア事業を成長の柱とし、経営資源を集中させる
- ② エリアと業態の「選択と集中」を進める
 - (a) エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との資本業務提携の基本合意書の締結、株式会社そごう・西武における関西店舗承継の検討、最大消費マーケットである首都圏基幹店舗への経営資源集中
 - (b) 株式会社イトーヨーカ堂：首都圏、食品事業への重点化の検討開始
- ③ GMS・百貨店事業の再生に、不動産開発の観点を取り入れる
- ④ オムニチャネル戦略の見直し：顧客戦略の視点で、顧客生涯価値に重点化

また、グループシナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発において、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレートガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

(2) 「働き方改革」に向けた取り組み

当社では、グループ全体で働いている約15万人の従業員が働きがいを持って仕事ができるよう、多様な働き方を支援する取り組みを進めております。長時間労働の抑制や柔軟な働き方を支援する制度の拡大、育児や介護をしながら仕事を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる環境づくりを進めるとともに、仕事に対するモチベーションを高めることで更なる生産性の向上につながるような意識改革を推進してまいります。

また、グループ各社の改善施策の進捗や課題を共有し合う「働きがい向上委員会」を定期的で開催し、各社の実施状況・成果などを基に改善活動を促進させ、ワーク・ライフ・バランスを浸透・定着させる取り組みを進めてまいります。

(3) CSRに関する取り組み

当社は、「信頼される、誠実な企業でありたい」という社是の精神を実現するため、CSR統括委員会を中核とし、グループ企業行動指針の周知を通じたコンプライアンスの徹底を図るとともに、CSR活動を推進しております。

特に、当社グループの事業領域の拡大や関係する社会的課題・要請が多様化する中、ステークホルダーとの対話を通して特定した「5つの重点課題」については、グループの強みを活かしながら、社会インフラとしてのお買物支援、店舗における環境負荷の低減、ダイバーシティの推進など、様々な取り組みを進めてまいります。

さらに、平成28年6月にCSR統括委員会傘下に「社会価値創造部会」を新たに設け、持続可能な発展に向け、本業を通じて社会と企業の双方に価値を生み出す取り組みCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）を強化してまいります。

5つの重点課題

- ・高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
- ・商品や店舗を通じた安全・安心の提供
- ・商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
- ・社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
- ・お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

4 【事業等のリスク】

当社グループでは、定期的にリスクアセスメントを実施して、リスクの洗い出し・評価を行うことによりリスクを総体的に認識したうえで、その重大性および喫緊性に応じて優先順位を付けて対策を立案・実行し、改善状況をモニタリングする仕組みを確立しています。

この仕組みにより認識されたリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、以下に記載しています。ただし、これらは、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したのではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。また、これらのリスクはそれぞれ独立したのではなく、ある事象の発生により、他の様々なリスクが増大する可能性があります。

当社グループの事業、業績および財務状況は、これらのリスクのいずれによっても影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための対策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めてまいります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経済環境に関するリスク

経済状況の動向等

当社グループは、日本国内において主要な事業を行うほか、世界各地で事業を展開しています。そのため、日本および事業を展開している国または地域の景気や個人消費の動向などの経済状態が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、お客様のニーズに的確に対応するべく、販売戦略に基づいた商品の取扱い・開発を積極的に行っていますが、経済政策や異常気象等により予想外の消費行動の変化が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

金利の変動は、受払利息や金融資産・負債の価値に影響を与え、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

為替の変動

海外のグループ会社の現地通貨建ての資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されます。また、当社グループの販売商品の中には、為替変動の影響を受ける海外開発商品があります。したがって、為替相場の変動により当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

(グループ共通のリスク)

商品・原材料等の調達と価格の変動

当社グループの事業活動にとって、十分な品質の商品・原材料等を適時に必要なだけ調達することが不可欠であり、特定の地域・取引先・製品・技術等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。しかし、仕入ルートの一部が中断した場合、それにより当社グループの事業に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの取扱商品の中には、原油等原材料価格変動の影響を受ける商品等、外的な要因により仕入価格が変動する商品があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性および表示

当社グループは、関係法令の規制に基づき、食品衛生に関わる設備の充実、取引先を含めた一貫した商品管理の徹底、チェック体制の確立など、お客様に安全な商品と正確な情報を伝えるよう努めていますが、当社グループの取組みを越えた問題が発生した場合には、それによる当社グループの商品に対する信頼の低下、対応コストの発生等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、セブンプレミアムやグループ各社のオリジナル商品をさらに拡大して、新しい価値、上質の商品やサービスをお客様に提供し続けることに挑戦していますが、当社グループの取扱商品について重大な事故等が発生した場合、商品回収や製造物責任賠償が生じることもあり、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

地域性を重視した商品開発

当社グループは、お客様の嗜好の多様性に対応すべく、地域の特性を重視した商品開発と品揃えを強化しておりますが、お客様からの支持を、期待どおりに得られない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策

当社グループの店舗出店に際しては、「大規模小売店立地法」「都市計画法」「建築基準法」等様々な法令に基づく規制を受けています。これらの法令の改正やこれらに関して各都道府県等が定めた規制の変更に伴い、当初策定した計画どおりの新規出店や既存店舗の改装等を行うことが困難となった場合や、将来の潜在的な出店候補地が減少した場合、および新たな対応コストが発生した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aや業務提携等の成否

当社グループは、M&Aおよび他社との業務提携や合弁会社設立などを通じて、新規事業の展開やグループ事業の再編を行っています。しかし、これら戦略的投資について、当初期待した効果が得られず戦略目的が達成できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

債権管理

当社グループは、店舗賃借に当たり、貸與人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境の悪化や債権保全のために担保設定した物件の価値が下落した場合等には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産やのれん等多くの固定資産を保有しています。減損会計を適用しておりますが、今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

オムニチャネル戦略

当社グループは、社会構造の変化を背景としたお客様の購買行動の変化に対応すべく、グループの全国店舗網、物流基盤等を活用し、お客様が、いつでも、どこでも、あらゆる商品やサービスを利用できるという新しい小売環境の創造を目指して、オムニチャネル戦略を推進しております。

統合ECサイト「omni7（オムニセブン）」を基軸として展開しており、質の高い商品開発や接客サービスの強化を図り、お客様の潜在ニーズを喚起することに挑戦していますが、何らかの内外要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

人材

当社グループの各事業には、お客様を始めとする様々なステークホルダーとの良好なコミュニケーション力を有する人材が不可欠ですが、今後、各事業分野および地域における人材獲得競争の激化等により、相応しい人材の獲得が困難となる場合や、人材の社外流出が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社代表取締役社長井阪隆一をはじめとする当社グループ経営陣が、より組織的な連携を強化して、グループ事業戦略を立案・実行しておりますが、何らかの事由により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(セグメント別のリスク)

コンビニエンスストア事業

当社グループのコンビニエンスストア事業は、主にフランチャイズ・システムからなり、「セブン-イレブン」という同一店舗名でチェーン展開を行っています。同システムは、加盟店と当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であるため、加盟店もしくは当社グループのいずれかがその役割を果たせないことにより、多くの加盟店との間で契約が維持できなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのコンビニエンスストア事業は、常に変化し続けるお客様のニーズに対して、取引先各社と製造・物流・販売・それらを支える情報システムの仕組みを革新しながら、差別化された高品質の商品や生活をサポートする便利なサービスを構築してきました。このための独自の事業インフラは、フランチャイズ・システムの理念を共有する取引先各社と構築しているため、取引先各社との業務上の関係が維持できない状況が発生した場合、または取引先各社の技術力等が著しく低下した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ会社の7-Eleven, Inc. は、特に、ガソリンスタンドを併設した店舗を米国およびカナダで積極的に展開しており、同社のチェーン全店売上に占めるガソリン売上が、約半分を占めるようになってきました。ガソリンのサプライチェーンの垂直統合等により、ガソリン小売価格の変動に伴う利益率の低下リスクをヘッジしていますが、急激な価格の変動等、事業環境の予期しない変化により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、「セブン-イレブン」は、世界17の国と地域で61,000店を超える店舗（7-Eleven, Inc. とのライセンス契約に基づき展開されている当社グループ外の店舗を含む）を展開する世界的なチェーン店へ成長しています。当社グループに属さないエリアライセンサーおよび当該エリアライセンサーが展開する店舗において、不祥事その他の事由により、ロイヤリティの減少・売上の減少が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

スーパーストア事業

当社グループのスーパーストア事業は、主としてGMS（総合スーパー）事業と食品スーパー事業からなります。当社グループでは、お客様のニーズの変化に的確に対応していくため、GMS事業においては、個々の店舗が地域のマーケットに合致した商品の品揃えを主導する個店主義を推し進めるとともに、引き続き、MD（商品政策）改革の推進や接客の強化によるお客様とのコミュニケーションを強化する一方、不採算店舗の閉店を実行し、事業構造改革に取り組んでおります。食品スーパー事業においては、新しい生活提案型スーパーマーケットの確立を目指して、MD改革の推進や生産性の向上に取り組んでおります。しかしながら、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

百貨店事業

当社グループの百貨店事業は、将来あるべき店舗構成に向けた店舗改革や、地域特性に合わせた地方店改革を進める一方、不採算店舗の閉店を実行し、新しい百貨店づくりに向けた事業構造改革に取り組んでおりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

フードサービス事業

レストラン事業、給食事業、ファストフード事業からなる当社グループのフードサービス事業は、使われ方やニーズの変化に対応した商品開発の強化、および生産性の向上による成長戦略を推進しておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融関連事業

当社グループでは、銀行業・カード事業等の金融関連事業を行っています。

株式会社セブン銀行の収入は、ATM事業に大きく依存していますが、現金に代替する決済の普及、ATMサービスに関する競争の激化、ATMネットワーク拡大の限界等の事態が発生した場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カード事業については、クレジットカード「セブンカード・プラス/セブンカード」および「クラブ・オン/ミレニアムカード セゾン」と電子マネー「nanaco」の発行と運営を通じて、流通サービスと融合した利便性の高い金融サービスの実現に取り組んでおりますが、クレジットカード事業においては、貸倒率の増大・予想外の貸倒損失の発生、貸金業法に基づく総量規制等が、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、電子マネー事業においては、独自のシステムを構築して差別化を図っておりますが、我が国における電子マネーの急速な普及の過程で、汎用性の増大等の質的变化によって、競争力を維持できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

通信販売事業

当社グループの通信販売事業は、商品競争力の低下、ネット化の進行によるカタログ販売効率悪化、配送コスト増等の経営環境の変化に対して、事業構造改革の断行と早期の収益改善を図るべく、商品力の強化と販促効率向上を軸とする改革を推進するとともに、グループの各事業とのシナジー具現化に取り組んでおりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の法的規制・訴訟に関するリスク

会計制度・税制等の変更

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入・変更により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

環境に関する規制等

当社グループは、食品リサイクル、容器包装リサイクル、廃棄物処理および地球温暖化対策などに関する様々な環境関連法令の適用を受けています。これらの法令による規制はより強化されたり、または将来的に新たな規制が導入される可能性があります。当社グループにとって、法令遵守に係る追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。

情報の流出

当社グループは、金融事業を始めとする各種事業において、お客様等のプライバシーや信用に関する情報（個人情報を含む）を取り扱っており、また、他企業等の情報を受け取ることがありますが、これらの情報が誤ってまたは不正により外部に流出する可能性があります。情報が外部に流出した場合、被害者に対して損害賠償義務を負ったり、当社グループの社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの営業秘密が不正または過失により流出する危険もあり、その結果、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟および法的規制等

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟等および規制当局による様々な法的手続きに服するリスクを有しています。

現在までのところ、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、業績に大きな影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、より厳格な法規制が導入されたり、規制当局の法令解釈が従来よりも厳しくなることなどにより、多大な法的責任、不利な措置が課された場合や、法的手続きへの対応に多大なコストがかかる場合、当社グループの事業活動や業績、財務状況および評判に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等に関するリスク

災害等による影響

当社グループの本社および主要な事業の店舗等は日本にあるほか、世界各地で事業を展開しています。地震、台風、洪水、津波等の自然災害、火災、停電、原子力発電所事故、戦争、テロ行為等の違法行為等により、事業活動の停止や施設の改修に係る多額の費用が発生し、当社グループの事業運営に重大な支障が生じた場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業を始め主要な事業の店舗が集中している首都圏において大きな災害等が発生した場合、その影響も大きくなることが予想されます。

加えて、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに大きくなる中、停電、災害、テロ行為、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、事業運営に支障をきたすことになり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型インフルエンザ等の感染症の流行による影響

ライフラインの一翼を担う小売業を中核事業とする当社グループは、新型インフルエンザのような感染症の流行に備えて、お客様や従業員等の人命・安全を確保した上で、地域および社会への責任を果たすため、感染症流行時における営業継続への対策を講じていますが、感染拡大や蔓延状況に応じて、営業時間の短縮、営業店舗の限定等の措置をとる可能性があります。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

退職給付債務・退職給付費用

当社グループの退職給付債務や退職給付費用は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の基礎率を加味し算出していますが、これらの前提となる国内外の株価・為替・金利について予想外の変動が生じた場合や、それらにより年金資産の運用成績が悪化した場合、また、年金制度の変更が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、課税所得の将来の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき計上しているグループ会社があります。今後、経営環境の悪化等により課税所得の見積もりを減額した場合等には、繰延税金資産を取崩す必要が生じ、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社および一部の連結子会社は、平成24年度より連結納税制度を適用しております。

ブランドイメージ

本編の他の項目に記載している諸事象および子会社・関連会社・フランチャイズビジネスにおける加盟店等の不祥事件により、結果として、当社グループ全体のブランドイメージが低下した場合、それによる当社グループに対するお客様の信頼低下、人材の流出、人材確保の困難化等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約

当社は、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン&アイ・フードシステムズおよびその他の子会社25社との間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、それぞれ「グループ経営サービス等の提供に関する基本契約書」を締結しております。

(2) 加盟店契約

株式会社セブン-イレブン・ジャパンとコンビニエンスストア加盟店との加盟店契約の要旨は、次のとおりであります。

① 当事者（株式会社セブン-イレブン・ジャパンと加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

加盟店基本契約（書）およびその付属契約（書）

(b) 契約の本旨

株式会社セブン-イレブン・ジャパンの許諾によるコンビニエンスストア経営のためのフランチャイズ契約関係を加盟者と形成すること。

② 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、開業時在庫の買取りを求める以外、爾後商品の販売はせず、加盟者は株式会社セブン-イレブン・ジャパンの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

③ 経営の指導に関する事項

株式会社セブン-イレブン・ジャパンは継続的に担当者を派遣して、店舗・商品・販売の状況を観察させて助言・指導をする他、販売情報等の資料の提供、効果的な標準小売価格の開示、各種仕入援助、広告宣伝、経営相談、計数管理のための計数等の作成提供を行い、商品仕入等についての与信をします。

④ 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について“セブン-イレブン”の商標その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

⑤ 契約の期間等に関する事項

契約の期間は、加盟店として新規開店の初日から向こう15ヶ年間です。契約の更新は、協議し、合意にもとづいて行われます。

⑥ 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

月間売上総利益（月間売上高から、月間売上商品原価（商品の総売上原価から品減り、不良品各原価および仕入値引金を差引いた純売上原価）を差引いたもの）を基に一定の計算をして算出した金額を、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが実施するサービスの対価として支払います。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当連結会計年度より、「企業会計に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

① 営業収益および営業利益

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度に比べ210,014百万円減少の5,835,689百万円（前年同期比96.5%）、営業利益は、12,252百万円増加の364,573百万円（前年同期比103.5%）となりました。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)	増減額
営業収益（百万円）			
コンビニエンスストア事業	2,675,890	2,550,640	△125,250
スーパーストア事業	2,060,516	2,025,534	△34,982
百貨店事業	884,716	852,174	△32,542
フードサービス事業	83,839	82,562	△1,276
金融関連事業	192,487	201,932	9,445
通信販売事業	158,732	139,226	△19,505
その他の事業	61,582	57,424	△4,157
消去および当社	△72,061	△73,805	△1,744
合 計	6,045,704	5,835,689	△210,014
営業利益（百万円）			
コンビニエンスストア事業	304,110	313,195	9,084
スーパーストア事業	7,234	22,903	15,668
百貨店事業	3,832	3,672	△159
フードサービス事業	917	515	△401
金融関連事業	49,697	50,130	433
通信販売事業	△8,451	△15,097	△6,645
その他の事業	5,559	4,632	△926
消去および当社	△10,578	△15,379	△4,801
合 計	352,320	364,573	12,252

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、当連結会計年度末時点で19,422店舗（前期末比850店舗増）を展開しております。店舗におきましては、質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店における基準をより厳しく見直しました。商品におきましては、サンドイッチやフライヤーなどの基本商品の積極的なリニューアルを実施し、更なる品質向上に取り組んだことにより販売は好調に推移いたしました。これらの結果、既存店売上伸び率は平成24年8月以来55ヶ月連続でプラスとなりました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4,515,605百万円（前年同期比105.2%）となりました。商品別では、ソフトドリンク、菓子類等で構成される加工食品で1,183,088百万円（前年同期比106.0%）、弁当、おにぎり等の米飯や麺類、惣菜等で構成されるファスト・フードで1,350,166百万円（前年同期比105.6%）、パン、ペストリー、牛乳等で構成される日配食品で614,122百万円（前年同期比106.0%）、タバコ、日用雑貨等で構成される非食品で1,368,228百万円（前年同期比103.9%）となりました。また、加盟店からの収入と自営店の売上を合計した営業総収入は833,743百万円（前年同期比105.1%）、営業利益は243,493百万円（前年同期比103.6%）となりました。

北米の7-Eleven, Inc. は、平成28年12月末時点で8,707店舗（前期末比207店舗増）を展開しております。店舗におきましては、都市部への出店を推進するとともに、収益性を重視して既存店舗や買収店舗の一部を閉店いたしました。また、平成28年7月には米国CST Brands社の店舗取得に加え、同年9月よりカナダImperial Oil社の店舗を段階的に取得いたしました。商品におきましては、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に引き続き注力したことに加え、ソフトドリンクやアルコール飲料等の売上が伸びました。これらの結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年を上回って推移いたしました。また、為替レート変動に伴う影響により、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は2,735,199百万円（前年同期比92.7%）となりました。

中国におきましては、平成28年12月末時点で北京市に219店舗、天津市に82店舗、成都市に67店舗を運営しております。

これらの結果、コンビニエンスストア事業の営業収益は2,550,640百万円（前年同期比95.3%）、営業利益は313,195百万円（前年同期比103.0%）となりました。

スーパーストア事業の営業収益は2,025,534百万円（前年同期比98.3%）、営業利益は22,903百万円（前年同期比316.6%）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、当連結会計年度末時点で171店舗（前期末比11店舗減）を運営しております。店舗におきましては、食品館の3店舗と「セブンパーク アリオ柏」の計4店舗を出店いたしました。また、テナントミックスによる売場構成の見直しや15店舗の閉鎖等の事業構造改革を実施いたしました。商品におきましては、個店・地域特性に合わせた品揃えや、「セブンプレミアム」などの差別化商品の販売を強化いたしました。当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を下回りましたが、販促費の抑制や荒利率の改善、衣料品の在庫適正化等により収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に213店舗（前期末比8店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に78店舗（同2店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは、生鮮食品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを強化し、安全・安心・味・品質にこだわった商品で差別化を図りました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を上回りました。

ベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で106店舗（前期末比3店舗増）を運営しております。

中国における総合スーパーは、平成28年12月末時点で成都市に6店舗、北京市に2店舗を展開しております。百貨店事業の営業収益は852,174百万円（前年同期比96.3%）、営業利益は3,672百万円（前年同期比95.8%）となりました。

株式会社そごう・西武は、当連結会計年度末時点で19店舗（前期末比4店舗減）を運営しております。販売におきましては、百貨店ならではの質の高い接客とビューティーアドバイザー等の専門販売員によるトータルアドバイス機能の強化を図りました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、衣料品を中心に売上が伸び悩み前年度を下回りました。店舗におきましては、事業構造改革に基づき平成29年2月末までに「そごう柏店」、「西武旭川店」、「西武八尾店」、「西武筑波店」の4店舗を閉店するとともに、平成28年10月に要員の適正化を図るべく希望退職を実施いたしました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、当連結会計年度末時点で109店舗（前期末比7店舗増）を運営しております。

フードサービス事業の営業収益は82,562百万円（前年同期比98.5%）、営業利益は515百万円（前年同期比56.2%）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズは、当連結会計年度末時点で815店舗（前期末比36店舗減）、内レストラン事業部で386店舗（同3店舗減）を運営しております。当連結会計年度におけるレストラン事業は、客単価は回復傾向だったものの、客数の伸び悩みにより既存店売上伸び率は前年度を下回りました。

金融関連事業の営業収益は201,932百万円（前年同期比104.9%）、営業利益は50,130百万円（前年同期比100.9%）となりました。

株式会社セブン銀行における当連結会計年度末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン・イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前期末比965台増の23,353台まで拡大いたしました。また、当連結会計年度中のATM1日1台当たり平均利用件数は、一部提携銀行の顧客手数料有料化や日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入に伴う消費マインドの変化等により95.6件（前年同期比3.6件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年度を上回りました。

カード事業会社におきましては、株式会社セブンCSカードサービスがそごう・西武店舗の一部閉店等により取扱高が減少しましたが、株式会社セブン・カードサービスはクレジットカード事業、電子マネー事業ともに、取扱高が増加するなど順調に推移いたしました。

通信販売事業の営業収益は139,226百万円（前年同期比87.7%）、営業損失は15,097百万円となり前連結会計年度と比べ6,645百万円の損失拡大となりました。

当社は、平成28年11月1日に完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアの株式交換により、株式会社ニッセンホールディングスを完全子会社化し、構造改革を推進いたしました。なお、株式会社ニッセンホールディングスは、当連結会計年度より決算期末日を12月20日から2月末日に変更し、当期は14ヶ月決算となりました。

② 営業外損益および経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の2,154百万円の損失（純額）から167百万円の損失（純額）となりました。これは支払利息や為替差損が減少したことなどによるものです。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ14,240百万円増加の364,405百万円となりました。

③ 特別損益および税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の46,389百万円の損失（純額）から146,836百万円の損失（純額）となりました。これは事業構造改革費用、減損損失およびのれん償却額が増加したことなどによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ86,206百万円減少の217,569百万円となりました。

④ 法人税等（法人税等調整額を含む）および親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等は、前連結会計年度に比べ28,347百万円減少の106,746百万円となりました。また、税効果会計適用後の負担率は49.1%となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ64,179百万円減少の96,750百万円となりました。1株当たり当期純利益は、109.42円となり、前連結会計年度の182.02円に比べ72.6円減少しました。

(3) 財務状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)	増減額
総資産（百万円）	5,441,691	5,508,888	67,197
負債（百万円）	2,936,508	3,033,082	96,573
純資産（百万円）	2,505,182	2,475,806	△29,376

総資産は、前連結会計年度末に比べ67,197百万円増加して5,508,888百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が122,111百万円増加した一方、有価証券が80,000百万円、商品及び製品が19,387百万円減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ24,436百万円増加し、2,274,403百万円となりました。

有形固定資産は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンや株式会社イトーヨーカ堂における新規出店や既存店の改装などにより35,474百万円の増加となりました。無形固定資産は、「企業結合に関する会計基準」等の適用によるのれんの減少などにより49,735百万円減少しております。また、投資その他の資産においては、株式会社セブン銀行が国債等を取得したことなどにより57,030百万円増加しております。これらの結果、固定資産は前連結会計年度末に比べ42,768百万円増加し、3,234,485百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ96,573百万円増加し、3,033,082百万円となりました。

流動負債は、未払費用が23,174百万円、預り金が31,267百万円、株式会社セブン銀行において銀行業における預金が20,688百万円増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が37,027百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ66,715百万円増加し、1,947,618百万円となりました。

固定負債は、社債が一年内振替により49,997百万円減少、長期借入金が72,950百万円増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ29,858百万円増加し、1,085,463百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ29,376百万円減少し、2,475,806百万円となりました。

資本剰余金は、「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う遡及修正による116,446百万円の減少などにより、前連結会計年度末に比べ118,379百万円減少しております。

利益剰余金は、「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う遡及修正による59,221百万円の増加、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による96,750百万円の増加および配当金の支払いによる80,890百万円の減少などにより、前連結会計年度に比べ75,263百万円増加しております。

為替換算調整勘定は、主に7-Eleven, Inc. の財務諸表の換算などより、14,536百万円減少しております。

これらの結果、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べ41.71円減少し2,641.40円となり、自己資本比率は前連結会計年度末の43.6%から42.4%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	488,973	512,523	23,549
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△335,949	△371,602	△35,652
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,312	△78,190	△75,878
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,147,086	1,209,497	62,411

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンを中心として、店舗の新規出店および改装などに伴う支出がありましたが、コンビニエンスストア事業を中心とした高い営業収益力によりキャッシュ・フローを創出したことなどにより、前連結会計年度末に比べ62,411百万円増加し、1,209,497百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得た資金は、前連結会計年度に比べ23,549百万円増加し、512,523百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益が86,206百万円減少した一方、減損損失が30,919百万円、のれん償却額が32,348百万円、売上債権の増減額が20,291百万円、預り金の増減額が23,660百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ35,652百万円増加し、371,602百万円となりました。これは、有形固定資産の売却による収入が34,372百万円増加した一方、投資有価証券の取得による支出が31,299百万円増加したこと、投資有価証券の売却による収入が32,008百万円減少したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ75,878百万円増加し、78,190百万円となりました。これは、長期借入れによる収入が42,901百万円増加した一方、当社における社債の発行による収入が119,679百万円減少したことなどによるものであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、平成30年2月期より中期経営計画の推進に向け、マネジメントアプローチによるセグメント管理をより強化いたします。

従来の「コンビニエンスストア事業」、「スーパースタア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「通信販売事業」、「その他の事業」の7区分から、「国内コンビニエンスストア事業」、「海外コンビニエンスストア事業」、「スーパースタア事業」、「百貨店事業」、「金融関連事業」、「専門店事業」、「その他の事業」の7区分に変更いたします。主な変更内容につきましては、「コンビニエンスストア事業」を成長の柱と位置づけ、環境と条件の異なる国内と海外に分けて管理いたします。さらに、「フードサービス事業」および「通信販売事業」に代えて「専門店事業」を設け、各事業セグメントに分かれていた専門店を集約いたします。

次期の見通しにつきましては、国内において雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような環境の中、当社グループにおきましては、誠実と信頼、変化への対応と基本の徹底を基本方針に掲げ、平成28年10月には、平成32年2月期における営業利益4,500億円、ROE10%を目標とする中期経営計画を発表いたしました。次期は平成32年2月期までの3ヵ年計画のスタートの年として、中期経営計画の戦略を着実に実行してまいります。

また、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」につきましては、平成19年5月の発売開始から10周年を迎えます。これを機に、「更なる品質の向上」、「新たな価値の創造」、「新領域への挑戦」の3つの方針を基に更なる飛躍を目指します。今後、既存商品のリニューアルを積極的に推進するとともに、生鮮3品「野菜・果物」、「精肉・卵」、「鮮魚」等を「セブンプレミアム フレッシュ」として新たに展開いたします。これらの取り組みにより、平成30年2月期における「セブンプレミアム」の売上高は1兆3,200億円（当期比14.8%増）を計画しております。

さらに、当社グループのオムニチャネル戦略につきましては、リアルとITを融合させ全ての購買データを補捉するCRM戦略（顧客関係管理戦略）の強化に向けて仕組みを構築してまいります。各社共通のポイントプログラムやお客様一人ひとりに対するきめ細かなパーソナル販促等、お客様とのコミュニケーション機能を充実させた新たなスマートフォン用アプリケーションの導入に向けて取り組んでまいります。

国内コンビニエンスストア事業の株式会社セブン-イレブン・ジャパンにつきましては、高齢化や単身世帯の増加、小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指し、加盟店オーナー様とともに変革への挑戦を継続してまいります。一方、国内の雇用環境は最低賃金の上昇や有効求人倍率の上昇、社会保険加入の適用拡大などを受け厳しさを増しております。このような環境の中、加盟店オーナー様がより積極的な店舗経営に専念できる環境を整備するとともに、将来の加盟促進に向けた施策として、平成29年9月よりセブン-イレブン・チャージの1%特別減額を実施いたします。加えて、店舗従業員の作業効率の改善を図り、接客サービスの質を高めることを目的として、フライヤー等のカウンター商品の販売什器を洗浄するための業務用食洗機の導入も進めてまいります。また、商品の売上構成の変化に合わせた新たな店舗レイアウトの展開にも取り組んでまいります。出店におきましては、既存店の質の向上を図るべく積極的な立地移転を実施するとともに、新規出店の基準を引き続き厳しく精査いたします。商品では、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品や地域のお客様の嗜好に合わせた商品の開発にも注力してまいります。中でも、「SEVEN CAFÉ（セブンカフェ）」につきましては、従来の商品に加えて、新たに質の高いカフェラテの提供を可能にした新型マシンを開発し、平成30年2月期末までに全店に導入し、更なる販売拡大を目指します。

海外コンビニエンスストア事業につきましては、7-Eleven, Inc. がファスト・フード商品とプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に注力するとともに、ドミナントエリアにおける新規出店と、自営店のフランチャイズ化を推進してまいります。なお、平成29年4月6日の取締役会において、7-Eleven, Inc. が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の一部を取得することを決議いたしました。これにより、更なる店舗網の拡充や利便性向上を進めるとともに、収益性の改善を図ってまいります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂につきましては、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき8店舗の閉店や自営売場面積の縮小、食品強化等の構造改革を着実に実行してまいります。また、株式会社ヨークベニマルにつきましては、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品とデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武につきましては、最大消費マーケットである首都圏を中心とした基幹店に経営資源を集中させるとともに、首都圏郊外型の新しい百貨店モデルとして、お客様の来店頻度を高めるべく食品売場の強化を推進いたします。なお、当社および株式会社そごう・西武は、平成29年5月11日、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で基本合意書を締結し、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として、株式会社そごう・西武が、そごう神戸店および西武高槻店に関する事業について会社分割を行い、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の子会社に譲渡することを合意いたしました。

専門店事業の株式会社セブン&アイ・フードシステムズにつきましては、デニーズにおいて客数の増加と作業効率の改善を目的としてドリンクバーの導入を積極的に進めるとともに、接客力の向上による収益性の改善に取り組んでまいります。株式会社ニッセンホールディングスにつきましては、総合カタログ通販事業を大幅に縮小し、より優位性の高いラージサイズ事業へ経営資源を集中してまいります。平成29年4月6日に同社の子会社である株式会社ニッセンは、多数の有力ブランドが出店するプラスサイズ・ファッションECモール「alinoma（アリノマ）」をオープンいたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
コンビニエンスストア事業	273,072
スーパーストア事業	50,630
百貨店事業	15,195
フードサービス事業	2,081
金融関連事業	26,070
通信販売事業	1,864
その他の事業	4,830
全社（共通）	10,373
合計	384,119

(注) 1 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。

2 「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

当連結会計年度の設備投資額は384,119百万円となりました。コンビニエンスストア事業においては、店舗の新設および改装を中心に273,072百万円の投資を行いました。スーパーストア事業においては、新規出店等により50,630百万円の投資を行い、百貨店事業においては、店舗改装等を実施し15,195百万円の投資を行いました。また、金融関連事業においては、株式会社セブン銀行のATMの設置等に26,070百万円の投資を行い、フードサービス事業および通信販売事業においては、それぞれ2,081百万円、1,864百万円の投資を行いました。さらに、当社においては、オムニチャネル戦略の推進に伴うシステム等に10,373百万円の投資を行いました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成29年2月28日現在における主たる設備の状況は次のとおりであります。

(1) セグメント内訳

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）
	有形固定資産				無形固定資産		合計	
	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 （面積㎡）	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
コンビニエンスストア事業	537,739	247,034	269,923 (5,515,642)	1,598	13,244	10,157	1,079,698	25,421 (14,436)
スーパーストア事業	203,347	21,079	261,063 (2,406,720)	3,976	1,154	3,561	494,183	17,104 (51,773)
百貨店事業	77,188	6,625	121,260 (726,929)	2,665	12,073	3,365	223,180	5,867 (8,374)
フードサービス事業	3,735	1,693	2,346 (16,205)	351	36	113	8,275	1,387 (8,938)
金融関連事業	2,875	30,375	43,386 (570,211)	1,209	—	25,659	103,506	1,550 (354)
通信販売事業	7,145	1,061	3,827 (266,278)	2,922	—	837	15,793	1,173 (1,942)
その他の事業	30,297	830	64,405 (104,882)	5	58,393	1,283	155,216	1,371 (651)
全社（共通）	3,110	3,350	2,712 (3,622)	6	—	27,438	36,617	575 (22)
合計	865,439	312,050	768,926 (9,610,489)	12,735	84,903	72,416	2,116,471	54,448 (86,490)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 「全社（共通）」は当社の設備であります。

(2) 提出会社

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （名）	
			有形固定資産				無形固定資産		合計		
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 （面積㎡）	リース 資産	借地権	ソフト ウェア			リース 資産
本部 （東京都）	全社 （共通）	事務所	625	143	— (—)	51	—	20,215	7,330	28,365	572 (19)
伊藤研修 センター （神奈川県）	全社 （共通）	研修所	1,789	36	2,712 (3,622)	—	—	—	—	4,538	3 (3)
久喜 センター他 （埼玉県他）	全社 （共通）	物流セン ター他	695	3,259	— (—)	8	—	402	—	4,366	— (—)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(3) 国内子会社

① 株式会社セブン-イレブン・ジャパン (コンビニエンスストア事業)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
南7条店他958店舗 (北海道)	店舗等	15,187	5,163	7,351 (115,208)	202	404	—	28,309	53 (24)
青森新田3丁目店他48店舗 (青森県)	店舗	1,133	454	— (—)	1	38	—	1,627	3 (1)
一関城内店他130店舗 (岩手県)	店舗等	11,705	793	588 (57,067)	27	126	—	13,240	— (—)
北仙台駅前店他388店舗 (宮城県)	店舗	5,938	1,934	4,770 (53,229)	79	356	—	13,079	21 (9)
横手条里1丁目店他84店舗 (秋田県)	店舗	2,267	623	— (—)	19	51	—	2,961	6 (3)
村山楯岡新町店他172店舗 (山形県)	店舗	2,925	880	786 (11,753)	31	188	—	4,813	6 (3)
飯坂インター店他419店舗 (福島県)	店舗	3,887	2,110	1,581 (23,533)	86	227	—	7,893	5 (2)
土浦中店他631店舗 (茨城県)	店舗	9,607	3,110	3,045 (33,799)	141	543	—	16,448	23 (10)
小山城東店他421店舗 (栃木県)	店舗	6,334	2,184	2,333 (31,499)	83	424	—	11,359	14 (6)
高崎緑町店他455店舗 (群馬県)	店舗	7,584	2,199	2,648 (32,058)	108	358	—	12,900	21 (9)
鳩ヶ谷坂下1丁目店 他1,139店舗 (埼玉県)	店舗	17,640	6,101	5,465 (34,643)	243	388	—	29,839	45 (20)
かけまま店他1,054店舗 (千葉県)	店舗等	15,828	5,648	6,052 (83,548)	243	424	—	28,198	66 (29)
善福寺店他2,482店舗 (東京都)	店舗	34,063	13,274	9,126 (18,267)	500	926	—	57,891	280 (125)
相生店他1,360店舗 (神奈川県)	店舗等	18,053	6,785	6,597 (35,091)	304	472	—	32,215	72 (32)
新潟車場店他406店舗 (新潟県)	店舗	7,176	2,193	4,047 (52,160)	81	324	—	13,824	22 (10)
富山西大沢店他129店舗 (富山県)	店舗	3,406	688	— (—)	39	170	—	4,305	31 (14)
金沢石川県庁前店他125店舗 (石川県)	店舗	3,120	753	— (—)	35	235	—	4,146	22 (10)
福井春山1丁目店他66店舗 (福井県)	店舗	1,896	392	400 (2,561)	16	91	—	2,796	10 (5)
甲斐大和店他206店舗 (山梨県)	店舗	3,280	1,171	347 (11,689)	36	163	—	4,998	8 (4)
塩尻大門店他441店舗 (長野県)	店舗	6,167	2,224	584 (5,130)	91	460	—	9,528	25 (11)
羽島竹鼻町蜂尻店他166店舗 (岐阜県)	店舗	3,688	880	28 (812)	41	269	—	4,908	16 (7)
静岡小鹿店他702店舗 (静岡県)	店舗	10,360	3,805	3,902 (30,666)	159	279	—	18,507	38 (17)
名古屋天塚町店他1,017店舗 (愛知県)	店舗	19,709	5,381	433 (3,594)	244	1,220	—	26,989	148 (66)
桑名江場店他137店舗 (三重県)	店舗	3,426	856	— (—)	24	146	—	4,453	10 (5)
大津木下町店他227店舗 (滋賀県)	店舗	4,005	1,160	2,349 (15,441)	47	243	—	7,806	22 (10)
京都烏丸九条店他319店舗 (京都府)	店舗	5,543	1,804	650 (1,027)	63	221	—	8,284	45 (20)
大阪大野1丁目店他1,139店 舗 (大阪府)	店舗	17,755	6,547	1,236 (5,982)	232	697	—	26,470	94 (42)
JR兵庫駅前店他681店舗 (兵庫県)	店舗等	11,095	3,833	2,115 (27,737)	122	353	—	17,521	53 (24)
奈良高畑町店他140店舗 (奈良県)	店舗	2,669	775	48 (1,433)	30	104	—	3,628	22 (10)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
和歌山津秦店他76店舗 (和歌山県)	店舗	1,295	442	180 (2,261)	14	39	—	1,973	3 (1)
米子河崎店他15店舗 (鳥取県)	店舗	526	151	— (—)	—	5	—	683	3 (1)
浜田相生町店他42店舗 (島根県)	店舗	988	334	— (—)	3	34	—	1,361	3 (1)
岡山大学前店他294店舗 (岡山県)	店舗	5,341	1,549	1,007 (13,226)	63	256	—	8,217	25 (11)
広島下河内店他565店舗 (広島県)	店舗	8,431	2,819	2,149 (16,642)	116	513	—	14,031	39 (17)
下関小月店他306店舗 (山口県)	店舗	5,134	1,552	1,828 (21,594)	61	350	—	8,927	26 (12)
J R 徳島駅前店他89店舗 (徳島県)	店舗	1,476	572	— (—)	47	13	—	2,110	4 (2)
高松サンポート店他100店舗 (香川県)	店舗等	4,418	674	545 (22,726)	47	55	—	5,741	17 (7)
松山市駅前店他96店舗 (愛媛県)	店舗	2,439	824	— (—)	3	63	—	3,330	13 (6)
高知稲荷町店他33店舗 (高知県)	店舗	878	319	— (—)	0	21	—	1,219	6 (3)
博多住吉店他936店舗 (福岡県)	店舗等	16,184	4,996	4,080 (29,406)	203	943	—	26,410	58 (26)
鳥栖曾根崎町店他184店舗 (佐賀県)	店舗	3,756	967	604 (6,810)	36	176	—	5,541	3 (1)
長崎末石町店他171店舗 (長崎県)	店舗	3,045	970	— (—)	32	153	—	4,202	6 (3)
熊本沼山津4丁目店他307店舗 (熊本県)	店舗	6,009	1,646	1,612 (20,033)	67	186	—	9,522	9 (4)
大分弁天店他156店舗 (大分県)	店舗	3,271	760	— (—)	50	95	—	4,179	13 (6)
宮崎広島2丁目店他181店舗 (宮崎県)	店舗	3,360	903	625 (4,981)	50	154	—	5,094	9 (4)
鹿児島坂元北店他183店舗 (鹿児島県)	店舗	4,876	963	— (—)	79	113	—	6,033	15 (7)
本部および地区事務所他 (東京都他)	事務所 等	3,272	4,631	1,431 (7,943)	816	152	—	10,304	7,129 (3,169)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 店舗は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）との合算であり、フランチャイズ・ストア（加盟店）は、当社所有の貸与設備についてのみ記載しております。

3 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

② 株式会社イトーヨーカ堂（スーパーストア事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産				合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	リース 資産		
旭川店他10店舗 (北海道)	店舗等	3,646	295	615 (6,645)	285	69	-	-	4,913	250 (1,612)
弘前店他3店舗 (青森県)	店舗等	2,966	124	8,631 (62,622)	117	-	-	-	11,839	55 (628)
花巻店 (岩手県)	店舗等	558	79	1,460 (43,056)	24	-	-	-	2,122	13 (105)
石巻あけぼの店他1店舗 (宮城県)	店舗等	-	-	- (-)	51	-	-	-	51	32 (278)
平店他2店舗 (福島県)	店舗等	514	82	1,021 (15,128)	81	-	-	-	1,699	65 (423)
古河店他2店舗 (茨城県)	店舗等	-	-	- (-)	95	-	-	-	95	81 (452)
小山店他1店舗 (栃木県)	店舗等	-	-	- (-)	57	-	-	-	57	66 (293)
伊勢崎店 (群馬県)	店舗等	-	-	- (-)	27	-	-	-	27	18 (101)
浦和店他22店舗 (埼玉県)	店舗等	18,430	758	23,886 (169,111)	662	-	-	-	43,738	965 (3,417)
柏店他20店舗 (千葉県)	店舗等	12,936	943	10,283 (150,969)	635	-	-	-	24,799	866 (3,372)
立石店他43店舗 (東京都)	店舗等	30,553	1,398	53,261 (137,859)	2,360	285	-	-	87,860	1,772 (6,643)
相模原店他30店舗 (神奈川県)	店舗等	36,681	1,262	59,722 (207,954)	2,355	-	-	-	100,021	1,308 (5,332)
直江津店 (新潟県)	店舗等	-	-	- (-)	21	-	-	-	21	9 (86)
甲府昭和店 (山梨県)	店舗等	1,367	51	1,921 (8,893)	38	-	-	-	3,378	30 (193)
長野店他3店舗 (長野県)	店舗等	5,360	121	4,488 (81,921)	108	9	-	-	10,088	77 (473)
柳津店 (岐阜県)	店舗等	-	-	- (-)	29	-	-	-	29	23 (112)
沼津店他2店舗 (静岡県)	店舗等	2,630	208	5,170 (26,238)	100	-	-	-	8,111	133 (503)
刈谷店他3店舗 (愛知県)	店舗等	372	111	- (-)	101	-	-	-	586	139 (448)
東大阪店他4店舗 (大阪府)	店舗等	8,884	122	3,653 (32,284)	196	-	-	-	12,856	214 (1,100)
加古川店他3店舗 (兵庫県)	店舗等	444	10	3,570 (50,127)	130	-	-	-	4,155	123 (730)
奈良店 (奈良県)	店舗等	-	-	- (-)	37	-	-	-	37	23 (181)
福山店 (広島県)	店舗等	214	40	- (-)	30	-	-	-	285	29 (129)
本部他 (東京都他)	事務所 等	2,266	201	23,785 (190,941)	584	383	1,384	429	29,035	1,363 (929)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

③ 株式会社ヨークベニマル（スーパーストア事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
浜田店他73店舗 (福島県)	店舗	13,024	717	14,631 (278,426)	—	—	—	28,373	780 (3,836)
矢本店他55店舗 (宮城県)	店舗	14,521	2,141	5,741 (133,241)	—	—	—	22,404	650 (3,113)
大野目店他18店舗 (山形県)	店舗	5,439	326	1,630 (28,808)	—	—	—	7,396	201 (994)
黒磯店他28店舗 (栃木県)	店舗	7,649	1,022	7,181 (221,516)	—	—	—	15,854	339 (1,594)
赤塚店他34店舗 (茨城県)	店舗	7,747	783	12,392 (232,471)	—	—	—	20,922	385 (1,647)
本部他 (福島県他)	事務所 等	685	72	4,419 (176,972)	—	—	513	5,692	330 (169)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

④ 株式会社そごう・西武（百貨店事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
秋田店 (秋田県)	店舗	0	0	— (—)	—	—	—	0	42 (168)
大宮店他2店舗 (埼玉県)	店舗	9,182	386	14,314 (15,871)	53	2,693	—	26,630	314 (549)
千葉店他1店舗 (千葉県)	店舗	12,583	607	33,435 (27,917)	63	1,091	—	47,781	371 (555)
池袋本店他1店舗 (東京都)	店舗	27,006	1,238	38,004 (6,851)	93	1,172	2	67,517	557 (1,089)
横浜店他2店舗 (神奈川県)	店舗	7,660	703	— (—)	108	—	0	8,472	454 (711)
福井店 (福井県)	店舗	0	0	1,657 (2,649)	—	—	—	1,657	61 (132)
岡崎店 (愛知県)	店舗	0	0	— (—)	—	—	—	0	36 (87)
大津店 (滋賀県)	店舗	0	0	3,752 (19,575)	—	—	—	3,752	42 (117)
高槻店 (大阪府)	店舗	2,695	1,602	8,193 (20,550)	1,559	53	—	14,104	65 (140)
神戸店他1店舗 (兵庫県)	店舗	3,024	207	14,493 (7,717)	41	0	—	17,767	280 (404)
広島店 (広島県)	店舗	5,095	205	— (—)	46	5,994	—	11,342	204 (339)
徳島店 (徳島県)	店舗	0	0	— (—)	0	—	—	0	84 (129)
本部他 (東京都他)	事務所 等	433	382	5,712 (622,782)	195	979	2,527	10,230	759 (897)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 本部他には、閉店した店舗の土地等および従業員数を含めております。

⑤ 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ（フードサービス事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
札幌店他26店舗 (北海道)	店舗等	19	2	— (—)	0	—	—	22	13 (140)
青森店他9店舗 (青森県)	店舗等	23	4	— (—)	0	—	—	28	4 (81)
秋田店他1店舗 (秋田県)	店舗等	2	0	— (—)	0	—	—	3	— (16)
花巻店他1店舗 (岩手県)	店舗等	4	0	— (—)	0	—	—	5	— (10)
石巻あけぼの店他5店舗 (宮城県)	店舗等	13	0	— (—)	0	—	—	14	2 (32)
二本松店他19店舗 (福島県)	店舗等	140	71	103 (1,587)	10	20	—	346	25 (210)
筑波学園都市店他16店舗 (茨城県)	店舗等	63	34	— (—)	6	1	—	105	13 (159)
宇都宮元今泉店他14店舗 (栃木県)	店舗等	129	51	— (—)	5	—	—	186	13 (161)
群馬富岡店他8店舗 (群馬県)	店舗等	38	25	257 (3,456)	5	—	—	326	15 (112)
浦和駅前店他70店舗 (埼玉県)	店舗等	357	129	386 (3,756)	20	—	—	893	68 (684)
津田沼駅前店他95店舗 (千葉県)	店舗等	395	205	709 (6,368)	70	—	—	1,380	100 (908)
池袋東口店他211店舗 (東京都)	店舗等	1,322	472	— (—)	84	—	—	1,879	377 (2,635)
上大岡店他141店舗 (神奈川県)	店舗等	580	254	890 (1,035)	39	—	—	1,765	145 (1,552)
長岡店他6店舗 (新潟県)	店舗等	—	—	— (—)	0	—	—	0	2 (31)
西武福井店 (福井県)	店舗等	—	—	— (—)	0	—	—	0	1 (6)
甲府中央店他8店舗 (山梨県)	店舗等	62	37	— (—)	3	—	—	102	11 (103)
佐久平店他21店舗 (長野県)	店舗等	84	37	— (—)	8	13	—	144	19 (198)
岐阜加納店他7店舗 (岐阜県)	店舗等	10	14	— (—)	3	—	—	28	11 (91)
富士インター店他23店舗 (静岡県)	店舗等	49	43	— (—)	10	—	—	104	31 (294)
名駅西口店他47店舗 (愛知県)	店舗等	155	137	— (—)	28	0	—	321	80 (659)
鈴鹿店他3店舗 (三重県)	店舗等	6	11	— (—)	1	—	—	19	5 (58)
西武大津店他1店舗 (滋賀県)	店舗等	7	0	— (—)	0	—	—	7	1 (11)
六地藏店他3店舗 (京都府)	店舗等	14	0	— (—)	0	—	—	14	5 (26)
長居公園店他30店舗 (大阪府)	店舗等	113	33	— (—)	3	—	—	150	30 (272)
尼崎東店他15店舗 (兵庫県)	店舗等	88	18	— (—)	0	—	—	107	11 (130)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
奈良店他 2 店舗 (奈良県)	店舗等	3	0	— (—)	0	—	—	3	1 (16)
岡山店 (岡山県)	店舗等	—	0	— (—)	0	—	—	0	— (3)
福山店他 4 店舗 (広島県)	店舗等	21	0	— (—)	0	—	—	22	1 (45)
そごう徳島店 (徳島県)	店舗等	—	—	— (—)	0	—	—	0	1 (9)
本部他 (東京都他)	事務所 等	233	103	— (—)	43	—	113	493	402 (286)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(4) 在外子会社

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 (面積㎡)	合計	
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンス ストア事業	店舗等	205,096	127,804	187,775 (4,648,624)	520,675	15,021 (8,939)

(注) 1 上記の各数値は連結決算数値であります。また、建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
株式会社セブン - イレブン・ジ ャパン	東京都他	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改 装、ソフトウ ェア等	180,000	1,577	自己資金	平成29年1月	平成30年2月
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改 装、ソフトウ ェア等	510,000	43,975	自己資金お よび借入金	平成27年3月	平成29年12月
株式会社イトー ヨーカ堂	東京都他	スーパーストア 事業	店舗新設・ 改装等	19,300	—	自己資金	平成29年3月	平成30年2月
株式会社ヨーク ベニマル	広島県他	スーパーストア 事業	店舗新設・ 改装等	15,000	—	自己資金	平成29年3月	平成30年2月
株式会社セブン & アイ・フード システムズ	東京都他	フードサービス 事業	店舗新設・ 改装等	2,547	10	自己資金	平成29年2月	平成30年2月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成29年2月28日）	提出日現在 発行数（株） （平成29年5月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成29年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成29年4月30日）
新株予約権の数（個）	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	1,800	1,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,070 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	315	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	31,500	24,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	41	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	4,100	4,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成41年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,045 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	431	334
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	43,100	33,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成51年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,111 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	3,800	3,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成42年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,850 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	461	376
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	46,100	37,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成52年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,689 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	63	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	6,300	6,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成43年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,889 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第7回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	683	528
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	68,300	52,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成53年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,853 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第8回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年6月5日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	76	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	7,600	7,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年2月28日 至 平成44年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,164 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第9回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第9回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年5月24日開催の定時株主総会および平成24年6月5日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	745	590
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	74,500	59,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年2月28日 至 平成54年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,064 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第10回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成25年7月4日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	7,000	7,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月28日 至 平成45年8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,457 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第11回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成25年5月23日開催の定時株主総会および平成25年7月4日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	748	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	74,800	60,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月28日 至 平成55年8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,306 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第12回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第12回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成26年7月3日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	64	64
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	6,400	6,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年2月28日 至 平成46年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,885 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第13回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第13回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成26年5月22日開催の定時株主総会および平成26年7月3日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	743	649
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	74,300	64,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年2月28日 至 平成56年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,837 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第14回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第14回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成27年7月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	96	96
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	9,600	9,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年2月29日 至 平成47年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,330 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第15回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第15回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成27年5月28日開催の定時株主総会および平成27年7月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	839	745
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	83,900	74,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年2月29日 至 平成57年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,455 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第16回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第16回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成28年7月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	151	151
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	15,100	15,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月28日 至 平成48年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,613 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第17回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第17回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成28年5月26日開催の定時株主総会および平成28年7月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数（個）	838	735
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	83,800	73,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月28日 至 平成58年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,816 資本組入額（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第18回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第18回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日 (注)	△20,000	886,441	—	50,000	—	875,496

(注) 発行済株式総数の減少は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	280	62	1,613	913	89	88,830	91,787	—
所有株式数 (単元)	0	2,675,181	607,610	1,309,464	3,079,132	441	1,186,203	8,858,031	638,883
所有株式数 の割合 (%)	0.00	30.20	6.86	14.78	34.76	0.00	13.39	100.00	—

(注) 1 自己株式2,016,973株は「個人その他」に20,169単元および「単元未満株式の状況」に73株を含めて記載しております。また、期末日現在の実質的な所有株式数と同数であります。

2 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が11単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田五番町12番地3	68,901	7.77
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	45,605	5.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	39,933	4.50
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	17,672	1.99
伊藤雅俊	東京都港区	16,799	1.90
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	16,656	1.88
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目1番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.83
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,176	1.37
STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	11,480	1.30
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,165	1.26
計	—	256,613	28.95

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち41,580千株は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち34,555千株は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。

3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) の所有株式数のうち9,778千株は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。

4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7) の所有株式数の全ての株式数は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。

5 平成29年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社が平成29年2月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	24,125	2.72
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	746	0.08
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	25,581	2.89

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,016,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 50,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 883,735,700	8,837,357	—
単元未満株式	普通株式 638,883	—	—
発行済株式総数	886,441,983	—	—
総株主の議決権	—	8,837,357	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,016,900	0	2,016,900	0.23
(相互保有株式) プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原 市南区麻溝台1 丁目7番1号	45,400	0	45,400	0.01
(相互保有株式) アイング株式会社	東京都千代田区 麴町二丁目14番 地	5,100	0	5,100	0.00
計	—	2,067,400	0	2,067,400	0.23

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年5月22日および平成20年7月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成20年7月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年5月22日および平成20年7月8日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 92名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成21年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成21年5月28日開催の第4回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 106名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成22年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年5月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年5月27日開催の第5回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成22年6月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年5月27日および平成22年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 115名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成23年5月26日開催の第6回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成24年6月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成24年5月24日開催の第7回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成24年6月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年5月24日および平成24年6月5日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 118名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成25年7月4日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成25年5月23日開催の第8回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成25年7月4日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年5月23日および平成25年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 108名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成26年7月3日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成26年5月22日開催の第9回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成26年7月3日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年5月22日および平成26年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 113名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成27年7月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成27年5月28日開催の第10回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成27年7月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年5月28日および平成27年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 114名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成28年7月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成28年5月26日開催の第11回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成28年7月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年5月26日および平成28年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成29年5月25日開催の第12回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	135,000株を上限とする。 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項に準じて決定する。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は下記のとおりです。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成28年8月2日) での決議状況 (取得期間 平成28年8月3日～平成28年8月31日)	514,300	2,254,742,136
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	514,300	2,254,742,136
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	5,330	23,635,100
当期間における取得自己株式	628	2,816,079

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	464,350	2,035,756,204	—	—
その他 (注1)	306,453	989,178,739	100,500	294,261,800
保有自己株式数	2,016,973	—	1,917,101	—

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数256,400株、処分価額の総額763,641,900円) および単元未満株式の売渡請求による売渡し (株式数103株、処分価額の総額440,839円)、株式市場における売却 (株式数49,950株、処分価額の総額225,096,000円) であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数100,500株、処分価額の総額294,261,800円) であります。

2 当期間における処理自己株式には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3 当期間における保有自己株式には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向40%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期末の剰余金の配当につきましては、1株当たり45円、当中間配当の1株当たり45円と合わせて、年間では当社設立10周年記念配当の8円を含めた前期に対し5円増配の90円となりました。

内部留保金については、成長事業投資とのバランスを勘案しながら柔軟な資本政策を実施してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額
平成28年10月6日 取締役会	39,798	45円00銭
平成29年5月25日 定時株主総会	39,799	45円00銭

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
最高(円)	2,866	4,485	4,642	5,998	5,028
最低(円)	2,222	2,680	3,611	4,370	4,051

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月
最高(円)	4,810	4,902	4,540	4,658	4,849	4,577
最低(円)	4,314	4,364	4,148	4,207	4,423	4,340

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

男性16名 女性2名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	執行役員 社長	井阪 隆一	昭和32年10月4日生	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役(現任) 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者(COO) 当社取締役 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員(現任) 平成28年5月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任)	(注3)	15
代表取締役 副社長	執行役員 副社長	後藤 克弘	昭和28年12月20日生	平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役 当社最高管理責任者(CAO) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社) 常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 当社常務執行役員 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー 平成26年11月 当社情報管理室長 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員(現任) 平成28年5月 当社代表取締役副社長(現任) 当社執行役員副社長(現任) 当社管理部門、オムニチャネル管掌	(注3)	14
取締役	常務執行役員 経営推進室長	伊藤 順朗	昭和33年6月14日生	平成2年8月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー 平成27年5月 株式会社ヨークベニマル監査役 平成28年5月 当社グループ関係会社管掌 平成28年7月 当社関係会社部シニアオフィサー 平成28年12月 当社常務執行役員(現任) 当社経営推進室長(現任) 平成29年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役(現任)	(注3)	3,173

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 事業システム 企画部 シニアオフィサー 兼システム 管掌	栗飯原 勝胤	昭和31年8月6日生	平成元年2月 平成18年1月 平成26年3月 平成28年7月 平成28年12月 平成29年5月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 当社システム企画部CVSシステムシニアオフィサー 当社執行役員(現任) 当社システム企画部シニアオフィサー 当社システム戦略室シニアオフィサー 当社事業システム企画部シニアオフィサー(現任) 当社システム管掌(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	3
取締役	執行役員 社長室長	山口 公義	昭和32年11月8日生	昭和56年4月 平成23年5月 平成28年12月 平成29年5月	株式会社西武百貨店(現株式会社そごう・西武)入社 当社執行役員(現任) 当社広報センターシニアオフィサー 当社コーポレートコミュニケーション管掌 当社取締役(現任) 当社社長室長(現任)	(注3)	—
取締役		古屋 一樹	昭和25年1月13日生	昭和57年5月 平成12年5月 平成15年5月 平成16年5月 平成18年5月 平成19年5月 平成21年5月 平成28年5月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 同社取締役 同社執行役員 同社常務取締役 同社常務執行役員 同社取締役 同社専務執行役員 同社取締役副社長 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	12
取締役		安齋 隆	昭和16年1月17日生	昭和38年4月 平成6年12月 平成10年11月 平成12年8月 平成13年4月 平成17年9月 平成22年6月	日本銀行入行 同行理事 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 株式会社イトーヨーカ堂顧問 株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社セブン銀行代表取締役会長(現任)	(注3)	7
取締役		大高 善興	昭和15年3月1日生	昭和33年4月 昭和38年10月 昭和59年5月 平成6年5月 平成12年5月 平成15年5月 平成17年9月 平成27年3月 平成29年3月	株式会社紅丸商店(現株式会社ヨークベニマル)入社 株式会社ヨークベニマル常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者(COO) 当社取締役(現任) 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長(現任) 同社最高経営責任者(CEO) 株式会社イトーヨーカ堂取締役(現任)	(注3)	1,518

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ジョセフ・ マイケル・ デビント	昭和37年11月3日生	平成7年9月 Thornton Oil Corporation入社 平成11年6月 同社上級副社長COO 平成14年3月 7-Eleven, Inc. 入社 同社部長 平成15年4月 同社副社長オペレーション本部長 平成17年12月 同社取締役社長CEO(現任) 平成22年8月 Brinker International, Inc. 取締役 (現任) 平成27年5月 当社取締役(現任)	(注3)	6
取締役		スコット・ トレバー・ デヴィス	昭和35年12月26日生	平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究 員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科 教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂社外取締役 平成17年9月 当社社外取締役(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社) 社外取締役 株式会社ニッセン(現株式会社ニッ センホールディングス)社外監査役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授 (現任) 平成23年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役 (現任) 平成26年6月 損保ジャパン日本興亜ホールディン グス株式会社(現SOMPOホール ディングス株式会社)社外取締役(現 任)	(注3)	1
取締役		月尾 嘉男	昭和17年4月26日生	昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授 平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員 教授 平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授 平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究 科教授 平成14年12月 総務省総務審議官 平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役 (現任) 平成15年6月 東京大学名誉教授 平成26年5月 当社社外取締役(現任)	(注3)	—
取締役		伊藤 邦雄	昭和26年12月13日生	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学 部長 平成16年2月 一橋大学副学長・理事 平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 (現任) 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコ ース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・ エグゼクティブプログラム・ディレ クター 平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役(現任) 平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役(現任) 平成26年5月 当社社外取締役(現任) 平成26年6月 東レ株式会社社外取締役(現任) 平成27年1月 一橋大学CFO教育研究センター長 (現任) 平成27年4月 一橋大学大学院商学研究科特任教授 (現任) 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員長(現任)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		米村 敏朗	昭和26年4月26日生	昭和49年4月 平成17年8月 平成20年8月 平成23年6月 平成23年12月 平成26年2月 平成26年5月 平成26年6月 平成28年3月	警察庁入庁 警視庁副総監 警視総監 常和ホールディングス株式会社社外監査役 内閣危機管理監 内閣官房参与 当社社外取締役(現任) 常和ホールディングス株式会社(現ユニゾホールディングス株式会社)社外取締役(現任) 当社指名・報酬委員会委員(現任)	(注3)	—
常勤監査役		江口 雅夫	昭和20年5月11日生	昭和49年7月 昭和63年1月 平成10年3月 平成12年5月 平成15年5月 平成18年1月 平成19年3月 平成19年5月 平成25年5月 平成27年5月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 同社システム本部事務管理部統括マネジャー 同社会計管理本部長 同社取締役 同社執行役員 当社執行役員 当社事務管理センターシニアオフィサー 当社業務サポート部シニアオフィサー 株式会社セブン・イレブン・ジャパン常務執行役員 同社監査役 株式会社イトーヨーカ堂監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	(注4)	42
常勤監査役		幅野 則幸	昭和33年2月10日生	昭和55年3月 平成18年1月 平成20年5月 平成20年9月 平成26年9月 平成26年10月 平成29年5月	株式会社イトーヨーカ堂入社 当社広報センターグループコミュニケーションシニアオフィサー 当社執行役員 当社社会・文化開発部シニアオフィサー 株式会社イトーヨーカ堂執行役員 当社監査室シニアオフィサー 株式会社ヨークマート監査役(現任) 株式会社そごう・西武監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	(注4)	5
監査役		鈴木 洋子	昭和45年9月21日生	平成10年4月 平成14年11月 平成15年5月 平成17年9月 平成18年3月 平成28年5月	弁護士登録(東京弁護士会) 高城合同法律事務所入所 鈴木総合法律事務所入所・パートナー(現任) 株式会社イトーヨーカ堂社外監査役 当社社外監査役(現任) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)社外監査役 同社監査役(現任)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		藤沼 亜起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和56年1月 同所構成員(パートナー) 昭和61年5月 監査法人朝日新和会計社入社(社員) 平成3年5月 同監査法人代表社員 平成5年7月 太田昭和監査法人代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟(IFAC)会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 平成20年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役 野村証券株式会社社外監査役 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任) 平成22年5月 当社社外監査役(現任) 平成27年4月 中央大学大学院ビジネススクールフェロー(現任)	(注4)	2
監査役		ルディー和子 (本名：桐山和子)	昭和23年10月10日生	昭和47年9月 シカゴ大会計監査室 昭和55年3月 タイム・インク タイムライフブック部門ダイレクトマーケティング本部長 昭和58年12月 ウィトン・アクトン有限会社(現ウィトン・アクトン株式会社)代表取締役(現任) 平成23年6月 日本ダイレクトマーケティング学会副会長(現任) 平成25年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 平成26年5月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 トップバン・フォームズ株式会社社外取締役(現任) 平成28年4月 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授	(注4)	—
計						4,802

- (注) 1 取締役スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗は、社外取締役です。
2 監査役鈴木洋子、藤沼亜起およびルディー和子は、社外監査役です。
3 取締役の任期は平成29年5月から1年です。
4 監査役の任期は平成26年5月から4年です。なお、常勤監査役江口雅夫の任期は平成27年5月から3年、常勤監査役幅野則幸の任期は平成29年5月から4年です。

- 5 当社では、各人の責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にする執行役員制度を導入しております。

執行役員19名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の14名であります。

役名および職名	氏名
常務執行役員	三 枝 富 博
常務執行役員	林 拓 二
執行役員 人事企画部シニアオフィサー	土佐谷 政 孝
執行役員 人事企画部健康管理センターシニアオフィサー	早 田 和 代
執行役員 社長付	佐 藤 誠一郎
執行役員 監査室シニアオフィサー	松 本 忍
執行役員 法務部シニアオフィサー	野 口 久 隆
執行役員 人事企画部シニアオフィサー	永 松 文 彦
執行役員 オムニチャネル管理部シニアオフィサー	清 水 健
執行役員 経営推進部シニアオフィサー	木 村 成 樹
執行役員 I R 部シニアオフィサー	金 子 裕 司
執行役員 広報センターシニアオフィサー兼情報管理部シニアオフィサー兼コーポレートコミュニケーション管掌	松 本 稔
執行役員 財務企画部シニアオフィサー	丸 山 好 道
執行役員 経理部シニアオフィサー	中 村 英 和

6 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

○ 企業理念

当社は、「社是」を以下のとおり定めております（昭和47年制定）。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

【社是】

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい

○ 企業行動指針

「社是」に掲げる精神は、将来、社会環境がどれほど大きく変化しても、ゆるぐことのない普遍的な理念であり、この理念を実現するために必要な考え方を「企業行動指針」として策定しております。

「企業行動指針」は、当社グループの全役員および従業員の基本姿勢を示したものであり、グループとしての考え方を定めた「基本方針」と行動の原則を定めた「行動基準」に分かれております。またグループ各社では、業態に応じ具体的な行動レベルに落とし込んだガイドライン・行動規範を作成し、本指針と一緒に新入社員や新任役職者研修等を通じて、周知しております。

○ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（ESG）両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えます。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に取り組んでまいります。

○ 執行役員制度導入による、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離

当社の取締役会は、13名の取締役（うち4名は社外取締役／男性13名、女性0名）で構成されており、原則月1回開催しております。

当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は19名（男性18名、女性1名）で構成されております。

なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

○ 監査役制度を軸としたモニタリング

当社は、監査役制度を軸に経営のモニタリングを実施しております。当社の監査役会は、5名の監査役（うち3名は社外監査役／男性3名、女性2名）で構成しております。監査役監査の内容等については、後記「監査役監査、内部監査の概要等」をご参照ください。

○ 独立性を有する社外取締役・社外監査役による監督・監査

当社は、社外取締役全員（4名）および社外監査役全員（3名）を、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、独立性を有する社外取締役および社外監査役による監督・監査が実施されております。社外取締役・社外監査役による監督・監査の内容等については、後記「社外役員に関する事項」をご参照ください。

○ 指名・報酬委員会の体制

当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、代表取締役、取締役、監査役および執行役員の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。

○ 各種委員会によるコーポレートガバナンス

当社は、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

● CSR統括委員会

当社はグループ全社的なCSR活動の推進・管理・統括を目的としたCSR統括委員会を設置しております。同委員会傘下には、具体的な施策の検討・実行を担うグループ横断的組織として「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設け、これらの部会の活動を通して、コンプライアンスの更なる徹底および事業活動によるステークホルダーに係る社会課題の解決に貢献し、社会と当社グループの双方の持続可能な発展を目指しております。

また、当社はグループ全体の内部統制の一環として当社グループ従業員およびお取引先を対象とした内部通報窓口（ヘルプライン）を社外の第三者機関に設置しております。CSR統括委員会は、取締役会において同通報の運用状況について、報告・確認を適宜行っております。

● リスクマネジメント委員会

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

● 情報管理委員会

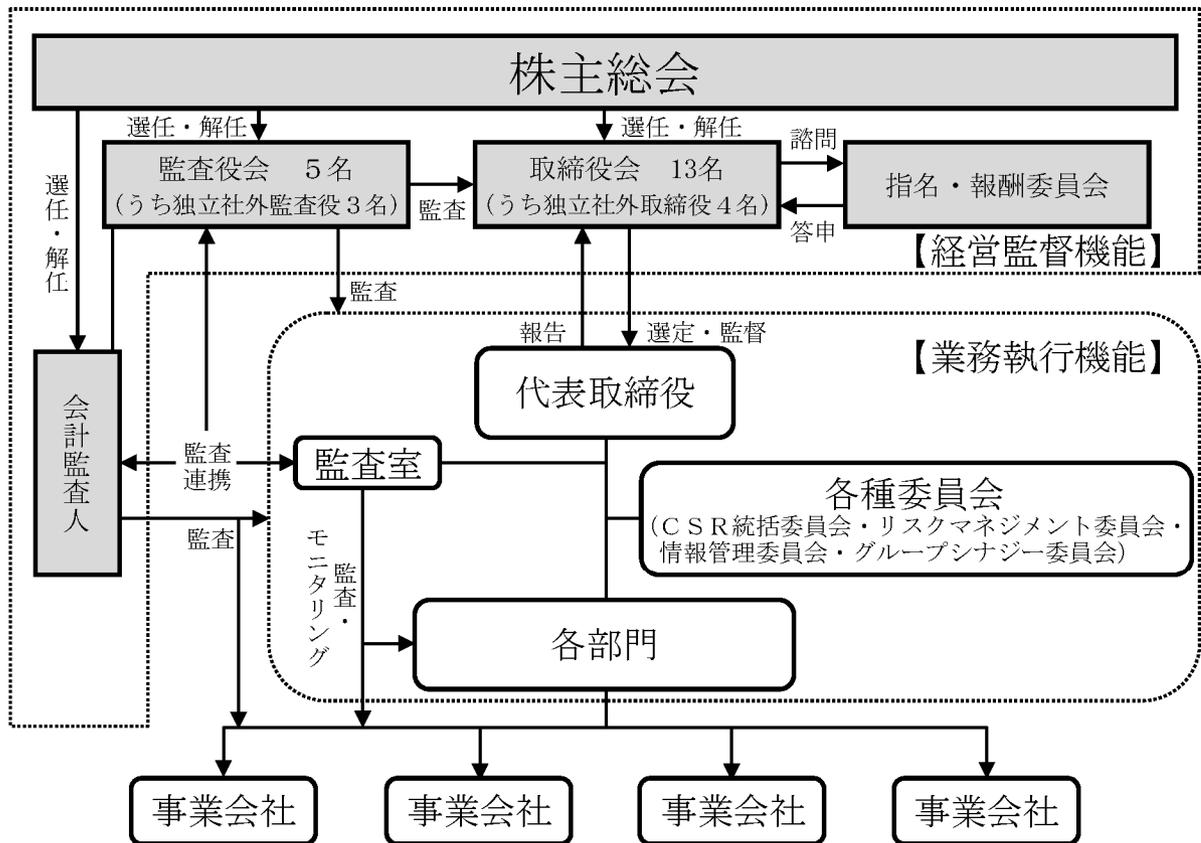
情報管理委員会では、情報の集約・管理に基づいたコーポレートガバナンスの強化および情報セキュリティの強化に向けた取り組みを統括しております。

● グループシナジー委員会

グループシナジー委員会は、グループ共通のテーマを検討する部会で構成されております。例えば、各事業会社が培ってきた「商品開発」「プロモーション」等のノウハウを共有し、グループ共通のプライベートブランド「セブンプレミアム」に代表される安全・安心かつ便利で高品質な商品・サービスを生み出しております。また、グループのスケールメリットを活かした、商材・資材・備品等の共同購買によるコストダウンにも取り組んでおります。

○ 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制（平成29年5月26日現在）は以下のとおりです。



○ 現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、コーポレートガバナンスの有効性を確保しております。

当社の上記体制は、当社のコーポレートガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該コーポレートガバナンス体制を採用しております。

○ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

- I 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
 - ii 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
 - iii 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
 - iv 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- i 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。
 - ii 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとします。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り役会および監査役に報告を行います。
 - iii 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとします。
- III 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
 - ii リスクの管理状況について、定期的に取り締り役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
 - iii 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。
- IV 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
 - ii 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
 - iii 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

- V 当社の財務報告の適正性を確保するための体制
- i 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
 - ii 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
 - iii 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。
- VI 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、その職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。
- VII 当社監査役がその職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。
- VIII 当社監査役への報告に関する体制
- i 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとします。
 - ii 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、当社の情報管理統括責任者を通じて、当社監査役に報告するものとします。
また、当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内ルール等に違反する行為および当社グループに対する社会の信頼を失う可能性がある行為を発見したときは、いつでも公益通報の意義をも有するヘルプラインに通報することができ、当社CSR統括委員会は、その運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。
- IX 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことがないよう社内規程に定めを置き、適切に運用します。
- X 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、その職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。
- XI その他当社監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- i 当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
 - ii 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。
 - iii 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
 - iv 当社の監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

I 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、13名の取締役（うち4名は独立社外取締役）で構成されております。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む19名の執行役員は業務を執行しております。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を厳しく監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しております。

II 内部監査部門における取組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

III 内部監査部門、監査役監査、および会計監査の相互連携等

当社は、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。同ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

IV 各種委員会における取組み

「6 コーポレートガバナンスの状況等 (1) コーポレートガバナンスの状況 ①企業統治の体制の概要等」の記載と同様になります。

○ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 監査役監査、内部監査の概要等

I 監査役監査

当社の監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、監査を行っております。

各監査役は、取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受ける等により監査を実施しております。

また、当社は以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しております。

- ・常勤監査役江口雅夫氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの会計管理本部において通算10年以上にわたり会計業務に従事しておりました。
- ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。

II 内部監査

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております（なお、監査室のスタッフ数は、平成29年5月26日現在で27名です）。

III 監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

③ 社外役員に関する事項

I 社外役員の独立性に関する考え方および独立性の基準

・独立役員の指定状況

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

・社外役員の独立性基準等

当社は、社外役員を含め、役員の多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人材を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、以下の基準を採用しております。

1 社外役員の独立性基準

(1) 基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

(2) 独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

2 独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

(当社の直近事業年度において)

- ・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」
- ・「寄付」については「1千万円未満」

II 社外役員の主な活動状況

- ・当事業年度における取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

(社外取締役)

社外取締役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、スコット・トレバー・デイヴィス氏は12回、月尾嘉男氏は13回、伊藤邦雄氏は13回、米村敏朗氏は12回、それぞれ出席し、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

社外監査役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、鈴木洋子氏は13回、藤沼亜起氏は13回、ルディー和子氏は13回、それぞれ出席し、また、当事業年度に19回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は19回、藤沼亜起氏は19回、ルディー和子氏は19回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時に社外役員会議等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社およびグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役および社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外取締役および社外監査役より、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出されるなど、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。また、各社外取締役および社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

・ 社外役員の機能および役割

各社外取締役および社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

・ 社外取締役・社外監査役のサポート体制

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務を補助する専任の使用人を置き、社内取締役および社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能とするサポート体制を確立しております。

Ⅲ 社外取締役および社外監査役と会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役 スコット・トレバー・デイヴィス氏は、当社普通株式を1,600株保有しております。

社外監査役 鈴木洋子氏は、当社が全株式を直接保有する子会社である株式会社イトーヨーカ堂の監査役を兼任しております。

社外監査役 藤沼亜起氏は、当社普通株式を2,400株保有しております。

上記以外に、社外取締役4名および社外監査役3名と当社との間には、特別な人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社から、各独立役員たる社外役員に対し、役員報酬以外に、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとしての報酬の支払は行っておりません。

Ⅳ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携等

社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。取締役会においては、会計監査報告、監査役会監査報告はもとより、監査室から定期的に内部監査について報告が行われているほか、内部統制部門からも内部統制の状況等について、随時、報告が行われております。なお、社外監査役の監査における当該相互連携状況等については、前記「監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等」記載の内容もご参照ください。

④ 役員報酬等

I 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック オプション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	12	223	137	31	54
社外取締役	4	48	48	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	29	29	—	—
社外監査役	3	33	33	—	—

(注) 1 取締役(社外取締役を除く)には、平成28年5月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した2名および平成28年12月30日をもって辞任した1名を含んでおります。

2 監査役(社外監査役を除く)には、平成28年7月15日をもって辞任した1名を含んでおります。

3 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

4 株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役(社外取締役を除く)6名に対するものです。

II 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員 区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)				連結報酬等 の総額 (百万円)
			固定報酬	業績変動報酬		役員退職 慰労金	
				賞与	株式報酬型 ストック オプション 報酬		
鈴木 敏文	取締役	提出会社	24	—	—	—	1,132
	取締役	株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン	6	—	—	590	
	取締役	株式会社イトーヨーカ堂	2	—	—	500	
	取締役	7-Eleven, Inc.	7	—	—	—	
ジョセフ・ マイケル・ デピント	取締役	提出会社	1	—	10	—	1,895
	取締役	7-Eleven, Inc.	171	1,711	—	—	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

Ⅲ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2 役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

- 取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストックオプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円

（平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会で決議）

- 監査役：年額1億円以内

（平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

3 指名・報酬委員会

当社は、役員等（本方針において「役員および執行役員」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（以下、本方針において「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。

4 取締役の報酬

- 取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

- 取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

5 監査役の報酬

- 監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

- 監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

6 役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

⑤ 株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

I 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- i 銘柄数：9銘柄
- ii 貸借対照表計上額の合計額：39,957百万円

II 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アインホールディングス	2,480,000	12,722	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	3,919	業務提携に伴い保有
三井不動産株式会社	1,017,000	2,667	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社西武ホールディングス	1,088,000	2,416	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	1,449	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命保険株式会社	156,100	213	金融取引関係の維持・強化のため保有

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アインホールディングス	2,480,000	20,013	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	4,368	業務提携に伴い保有
三井不動産株式会社	1,017,000	2,586	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社西武ホールディングス	1,088,000	2,092	事業上の関係の維持・強化のため保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	1,635	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命ホールディングス株式会社	156,100	329	金融取引関係の維持・強化のため保有

III 保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社セブン・イレブン・ジャパンについては以下のとおりであります。

I 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- i 銘柄数：23銘柄
- ii 貸借対照表計上額の合計額：20,740百万円

II 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,365,000	9,117	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋株式会社	2,195,400	5,178	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	1,501	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	362	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	700,000	324	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社常陽銀行	700,000	273	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	221	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社九州フィナンシャルグループ	300,000	197	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	187	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピクルスコーポレーション	140,000	138	販売等取引関係の維持・強化のため保有

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,601,500	10,093	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋株式会社	2,195,400	5,523	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	2,075	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	497	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社めぶきフィナンシャルグループ	819,000	405	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	70,000	361	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	259	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	253	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社九州フィナンシャルグループ	300,000	230	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピクルスコーポレーション	140,000	207	販売等取引関係の維持・強化のため保有

(注) 1 株式会社野村総合研究所は、平成29年1月1日付で同社の普通株式1株につき1.1株の割合をもって分割しております。

2 株式会社常陽銀行は、株式交換による経営統合により、平成28年10月1日付で同社の普通株式1株に対して株式会社めぶきフィナンシャルグループの普通株式1.17株を割当て交付しております。

3 株式会社中村屋は、平成28年10月1日付で同社の普通株式10株を1株に併合しております。

III 保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

- ⑥ 取締役の定数
当社の取締役は18名以内とする旨、定款に定めております。
- ⑦ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑧ 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項
- I 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。
- II 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役の職務が複雑化・多様化している状況において、必要以上に慎重・詳細な検討をすることにより経営の機動性が損なわれ、過度に経営が萎縮してしまうことや、監査対象となる取締役の業務執行の範囲が非常に複雑かつ広汎に及んでいる状況において、監査役が取締役の経営判断に対して過度のブレーキをかけ、かえって経営の効率性を阻害する結果となることを未然に防止し、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮することを目的とするものであります。
- III 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- ⑨ 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ⑩ 会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。
- 有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員：金井 沢治
指定有限責任社員 業務執行社員：田中 賢二
指定有限責任社員 業務執行社員：野口 昌邦
- なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。
当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。
公認会計士23名、その他34名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	92	36	101	22
連結子会社	709	10	677	6
計	802	46	778	28

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社および連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務および税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社および連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務および税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、オムニチャネルサービスに関する助言業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、オムニチャネルサービスに関する助言業務についての対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の連結財務諸表および事業年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,099,990	1,222,101
コールローン	10,000	—
受取手形及び売掛金	354,554	347,838
営業貸付金	86,877	91,052
有価証券	80,000	—
商品及び製品	208,580	189,193
仕掛品	27	31
原材料及び貯蔵品	3,579	3,238
前払費用	48,849	49,113
A T M仮払金	91,725	98,710
繰延税金資産	38,866	30,239
その他	232,319	247,866
貸倒引当金	△5,404	△4,983
流動資産合計	2,249,966	2,274,403
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,116,464	2,138,622
減価償却累計額	△1,248,443	△1,273,183
建物及び構築物 (純額)	※2 868,020	※2 865,439
工具、器具及び備品	826,865	879,702
減価償却累計額	△524,382	△567,940
工具、器具及び備品 (純額)	302,482	311,762
車両運搬具	2,953	1,295
減価償却累計額	△2,115	△1,007
車両運搬具 (純額)	838	288
土地	※2 746,729	※2 768,926
リース資産	32,728	32,018
減価償却累計額	△20,605	△19,283
リース資産 (純額)	12,123	12,735
建設仮勘定	42,161	48,677
有形固定資産合計	1,972,355	2,007,829
無形固定資産		
のれん	313,667	270,055
ソフトウェア	74,044	72,416
その他	157,959	153,463
無形固定資産合計	545,670	495,935

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2, ※5 141,371	※1, ※2, ※5 188,162
長期貸付金	15,795	15,315
長期差入保証金	※2 395,979	※2 396,707
建設協力立替金	6,340	389
退職給付に係る資産	26,059	44,628
繰延税金資産	27,636	25,261
その他	64,852	64,064
貸倒引当金	△4,345	△3,808
投資その他の資産合計	673,690	730,720
固定資産合計	3,191,716	3,234,485
繰延資産		
開業費	7	—
繰延資産合計	7	—
資産合計	5,441,691	5,508,888

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	251,403	247,515
加盟店買掛金	162,179	167,833
短期借入金	※2 130,782	※2 150,376
1年内償還予定の社債	40,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 101,329	※2 64,301
未払法人税等	44,744	34,462
未払費用	108,696	131,871
預り金	157,530	188,798
A T M仮受金	48,366	46,072
販売促進引当金	21,530	21,409
賞与引当金	13,432	14,159
役員賞与引当金	362	311
商品券回収損引当金	2,063	1,807
返品調整引当金	142	77
銀行業における預金	518,127	538,815
コールマネー	—	20,000
その他	280,211	269,804
流動負債合計	1,880,903	1,947,618
固定負債		
社債	399,994	349,996
長期借入金	※2 360,864	※2 433,814
繰延税金負債	64,859	49,080
役員退職慰労引当金	2,010	939
退職給付に係る負債	8,564	9,163
長期預り金	※2 56,574	※2 55,327
資産除去債務	72,034	77,640
その他	90,702	109,502
固定負債合計	1,055,605	1,085,463
負債合計	2,936,508	3,033,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	527,474	409,095
利益剰余金	1,717,771	1,793,035
自己株式	△5,688	△5,074
株主資本合計	2,289,557	2,247,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,655	28,467
繰延ヘッジ損益	33	23
為替換算調整勘定	70,927	56,391
退職給付に係る調整累計額	△8,900	4,117
その他の包括利益累計額合計	82,716	89,000
新株予約権	2,995	2,594
非支配株主持分	129,912	137,154
純資産合計	2,505,182	2,475,806
負債純資産合計	5,441,691	5,508,888

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業収益	6,045,704	5,835,689
売上高	4,892,133	4,646,370
売上原価	3,803,968	3,602,038
売上総利益	1,088,164	1,044,331
営業収入	※1 1,153,571	※1 1,189,318
営業総利益	2,241,736	2,233,650
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	176,335	160,355
従業員給与・賞与	461,658	456,239
賞与引当金繰入額	13,366	14,085
退職給付費用	11,846	16,009
法定福利及び厚生費	62,580	61,750
地代家賃	342,128	351,484
減価償却費	186,538	198,249
水道光熱費	125,062	111,427
店舗管理・修繕費	73,230	74,531
その他	436,669	424,943
販売費及び一般管理費合計	1,889,415	1,869,077
営業利益	352,320	364,573
営業外収益		
受取利息	5,385	5,331
受取配当金	975	1,115
持分法による投資利益	1,958	2,062
その他	3,975	4,288
営業外収益合計	12,293	12,797
営業外費用		
支払利息	6,955	6,262
社債利息	2,604	2,496
為替差損	922	—
その他	3,965	4,205
営業外費用合計	14,448	12,964
経常利益	350,165	364,405
特別利益		
固定資産売却益	※2 2,171	※2 3,487
受取補償金	2,849	9
その他	1,081	915
特別利益合計	6,103	4,411
特別損失		
固定資産廃棄損	※3 11,557	※3 18,369
減損損失	※4 22,691	※4 49,108
のれん償却額	1,878	※5 39,300
事業構造改革費用	※6 10,695	※6 25,637
その他	5,669	18,831
特別損失合計	52,493	151,248
税金等調整前当期純利益	303,775	217,569
法人税、住民税及び事業税	124,031	117,686
法人税等調整額	11,062	△10,939
法人税等合計	135,094	106,746
当期純利益	168,681	110,822
非支配株主に帰属する当期純利益	7,751	14,072
親会社株主に帰属する当期純利益	160,930	96,750

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
当期純利益	168,681	110,822
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△974	7,738
繰延ヘッジ損益	△1,029	△563
為替換算調整勘定	△9,701	△14,915
退職給付に係る調整額	△12,318	13,118
持分法適用会社に対する持分相当額	△54	△25
その他の包括利益合計	※1 △24,077	※1 5,352
包括利益	144,603	116,175
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	137,661	103,034
非支配株主に係る包括利益	6,942	13,140

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	527,470	1,622,090	△5,883	2,193,677
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	527,470	1,622,111	△5,883	2,193,698
当期変動額					
剰余金の配当			△66,309		△66,309
親会社株主に帰属する当期純利益			160,930		160,930
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分		4		224	228
その他			1,039	△0	1,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	4	95,659	195	95,858
当期末残高	50,000	527,474	1,717,771	△5,688	2,289,557

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	21,571	557	80,342	3,512	105,985	2,427	128,827	2,430,917
会計方針の変更による累積的影響額								21
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,571	557	80,342	3,512	105,985	2,427	128,827	2,430,938
当期変動額								
剰余金の配当								△66,309
親会社株主に帰属する当期純利益								160,930
自己株式の取得								△28
自己株式の処分								228
その他								1,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△916	△523	△9,414	△12,413	△23,268	567	1,085	△21,615
当期変動額合計	△916	△523	△9,414	△12,413	△23,268	567	1,085	74,243
当期末残高	20,655	33	70,927	△8,900	82,716	2,995	129,912	2,505,182

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	527,474	1,717,771	△5,688	2,289,557
会計方針の変更による累積的影響額		△116,446	59,221		△57,224
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	411,028	1,776,993	△5,688	2,232,333
当期変動額					
剰余金の配当			△80,890		△80,890
親会社株主に帰属する当期純利益			96,750		96,750
自己株式の取得				△2,276	△2,276
自己株式の処分		132		857	989
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,033		2,033	—
その他		△31	182	△0	150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,933	16,042	614	14,723
当期末残高	50,000	409,095	1,793,035	△5,074	2,247,056

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20,655	33	70,927	△8,900	82,716	2,995	129,912	2,505,182
会計方針の変更による累積的影響額			5,900		5,900			△51,324
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,655	33	76,827	△8,900	88,616	2,995	129,912	2,453,857
当期変動額								
剰余金の配当								△80,890
親会社株主に帰属する当期純利益								96,750
自己株式の取得								△2,276
自己株式の処分								989
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
その他								150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,812	△10	△20,436	13,018	384	△400	7,241	7,224
当期変動額合計	7,812	△10	△20,436	13,018	384	△400	7,241	21,948
当期末残高	28,467	23	56,391	4,117	89,000	2,594	137,154	2,475,806

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	303,775	217,569
減価償却費	195,511	207,483
減損損失	28,800	59,719
のれん償却額	23,110	55,458
賞与引当金の増減額 (△は減少)	540	728
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△3,685	554
受取利息及び受取配当金	△6,360	△6,446
支払利息及び社債利息	9,559	8,759
持分法による投資損益 (△は益)	△1,958	△2,062
固定資産売却益	△2,171	△3,487
固定資産廃棄損	12,068	18,516
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,765	6,525
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△15,678	△4,175
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△141	18,438
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,556	3,632
預り金の増減額 (△は減少)	7,433	31,094
銀行業における借入金の純増減 (△は減少)	△1,000	△5,000
銀行業における預金の純増減 (△は減少)	42,918	20,688
銀行業におけるコールローンの純増減 (△は増加)	—	10,000
銀行業におけるコールマネーの純増減 (△は減少)	—	20,000
A T M未決済資金の純増減 (△は増加)	56,349	△9,276
その他	△20,686	8,171
小計	620,176	656,892
利息及び配当金の受取額	4,018	3,712
利息の支払額	△9,552	△7,452
法人税等の支払額	△125,668	△140,629
営業活動によるキャッシュ・フロー	488,973	512,523

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	※3 △304,501	※3 △321,089
有形固定資産の売却による収入	31,986	66,359
無形固定資産の取得による支出	△42,937	△27,347
投資有価証券の取得による支出	△23,710	△55,010
投資有価証券の売却による収入	50,815	18,806
子会社株式の取得による支出	△56	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	326
差入保証金の差入による支出	△32,219	△29,116
差入保証金の回収による収入	35,613	33,352
預り保証金の受入による収入	2,966	3,542
預り保証金の返還による支出	△2,637	△3,269
事業取得による支出	※3 △48,479	※3 △71,471
定期預金の預入による支出	△13,478	△10,850
定期預金の払戻による収入	13,188	28,233
その他	△2,498	△4,067
投資活動によるキャッシュ・フロー	△335,949	△371,602
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20	19,341
長期借入れによる収入	96,550	139,451
長期借入金の返済による支出	△70,903	△98,739
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	6,114	75,161
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△6,114	△75,161
社債の発行による収入	119,679	—
社債の償還による支出	△60,000	△40,000
非支配株主からの払込みによる収入	—	0
配当金の支払額	△66,289	△80,834
非支配株主への配当金の支払額	△5,792	△6,142
自己株式の取得による支出	△28	△2,276
その他	△15,507	△8,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,312	△78,190
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,880	△154
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	146,830	62,576
現金及び現金同等物の期首残高	1,000,762	1,147,086
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△506	△164
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,147,086	※1 1,209,497

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 149社

主要な連結子会社の名称

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社そごう・西武、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社セブン銀行、株式会社ニッセンホールディングス

当連結会計年度において、7-Eleven, Inc. の子会社が会社を設立したことなどに伴い、新たに35社を連結子会社としております。

また、株式会社セブンファームつくばおよび株式会社ニッセンホールディングスの子会社4社を清算、同社の子会社1社を売却したことにより、6社を連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 26社

主要な会社等の名称

プライムデリカ株式会社、ぴあ株式会社

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

① 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

② 債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去していません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表作成にあたり、12月31日決算日の連結子会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3月31日が決算日の株式会社セブン銀行等は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された財務諸表を使用しております。

当連結会計年度において、通信販売事業の12月20日および12月31日が決算日の連結子会社11社は、決算日を2月末日に変更しております。なお、当連結会計年度における会計期間は、平成27年12月21日および平成28年1月1日から平成29年2月28日までとなっております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

a 商品

国内連結子会社（通信販売事業を除く）は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、通信販売事業および在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を、また、一部の連結子会社は移動平均法を採用しております。

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
開業費
5年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 販売促進引当金
販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金
従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。
 - ④ 役員賞与引当金
役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。
 - ⑤ 商品券回収損引当金
一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したのものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
 - ⑥ 返品調整引当金
当連結会計年度末に予想される将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。
なお、当社および一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年または10年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段……為替予約等取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
- b ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または、将来のキャッシュ・フローを最適化する為にデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。特例処理によっている金利スワップは、有効性の判定を省略しております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび平成23年2月28日以前に発生した負ののれんについては、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。

平成23年3月1日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理

株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。

② 消費税等の会計処理方法

当社および国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。

③ 連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)および事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金および利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん51,324百万円および資本剰余金116,446百万円が減少するとともに、為替換算調整勘定5,900百万円および利益剰余金59,221百万円が増加しております。また、当連結会計年度の営業利益および経常利益はそれぞれ4,149百万円、税金等調整前当期純利益は17,037百万円増加しております。

また、1株当たり純資産額は38円77銭減少し、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、19円27銭、19円25銭増加しております。

(未適用の会計基準等)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針および監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るといふ取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件および繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件および繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)および(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)または(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成30年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「のれん償却額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に計上されていた「のれん償却額」は1,878百万円でありま

す。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券(株式)	34,746百万円	35,288百万円

※2 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
建物及び構築物	893百万円	6,420百万円
土地	2,070	4,111
投資有価証券	30,622	73,876
長期差入保証金	4,856	4,758
計	38,442	89,167

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
短期借入金	1,900百万円	5,200百万円
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	11,206	9,811
長期預り金	54	37
計	13,160	15,049

(2) 関連会社の借入金に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
建物	391百万円	370百万円
土地	1,368	1,368
計	1,759	1,738

上記、担保資産に対応する関連会社の借入金は2,943百万円(前連結会計年度は3,043百万円)であります。

(3) 為替決済取引に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券	4,501百万円	2,512百万円

(4) 宅地建物取引業に伴う供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
長期差入保証金	55百万円	55百万円

(5) 割賦販売法に基づく供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
長期差入保証金	1,335百万円	1,335百万円

(6) 資金決済に関する法律等に基づく担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
長期差入保証金	308百万円	232百万円

3 偶発債務

連結子会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
従業員	155百万円	114百万円

4 貸出コミットメント

一部の金融関連子会社においては、キャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
貸出コミットメント総額	890,170百万円	870,462百万円
貸出実行残高	40,211	42,556
差引額	849,958	827,905

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、融資の中止または利用限度額の減額をすることができます。

※5 その他

株式会社セブン銀行の所有する国債等について

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債等を所有しております。これらの国債等（償還期間が1年内のものを含む）は、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

※1 営業収入に含まれる株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	680,413百万円	723,021百万円
7-Eleven, Inc.	246,123	236,957
計	926,537	959,979

上記収入の対象となる加盟店売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	4,182,231百万円	4,409,084百万円
7-Eleven, Inc.	1,401,665	1,336,735
計	5,583,897	5,745,819

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物及び構築物	937百万円	1,711百万円
土地	1,174	1,591
その他	60	184
計	2,171	3,487

※3 固定資産廃棄損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物及び構築物	5,151百万円	7,364百万円
工具、器具及び備品	2,683	5,025
その他	4,232	6,126
計	12,068	18,516

(注) 前連結会計年度においては、建物及び構築物18百万円、工具、器具及び備品7百万円およびその他484百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。当連結会計年度においては、建物及び構築物1百万円、工具、器具及び備品12百万円およびその他133百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

※4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗（コンビニエンスストア）	土地及び建物等	東京都 79店舗 大阪府 57店舗 その他（米国含む）	26,090
店舗（スーパーストア）	土地及び建物等	埼玉県 4店舗 東京都 3店舗 その他 16店舗	
店舗（百貨店）	土地及び建物等	東京都 3店舗 神奈川県 3店舗 その他 5店舗	
店舗（フードサービス）	土地及び建物等	東京都他 32店舗	
その他	土地及び建物等	京都府、福島県、 長野県他	2,710
合計			28,800

（注） 連結損益計算書においては、店舗3,792百万円およびその他2,315百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗（コンビニエンスストア）	土地及び建物等	東京都 109店舗 大阪府 52店舗 その他（米国含む）	55,862
店舗（スーパーストア）	土地及び建物等	東京都 15店舗 神奈川県 6店舗 その他 23店舗	
店舗（百貨店）	土地及び建物等	東京都 4店舗 神奈川県 2店舗 その他 10店舗	
店舗（フードサービス）	土地及び建物等	東京都他 37店舗	
店舗（その他）	土地及び建物等	東京都 1店舗 埼玉県 1店舗 その他 2店舗	
その他	土地及び建物等	京都府、東京都、 長野県他	3,857
合計			59,719

（注） 連結損益計算書においては、店舗6,927百万円およびその他3,683百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

	店舗 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
建物及び構築物	17,248	2,190	19,438
土地	4,706	200	4,907
ソフトウェア	123	55	178
その他	4,011	263	4,275
合計	26,090	2,710	28,800

(注) 連結損益計算書においては、建物及び構築物4,950百万円、土地643百万円、ソフトウェア41百万円およびその他473百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

	店舗 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
建物及び構築物	43,328	994	44,322
土地	6,462	48	6,510
ソフトウェア	74	1,043	1,117
その他	5,543	2,225	7,769
合計	55,407	4,311	59,719

(注) 連結損益計算書においては、建物及び構築物6,520百万円、土地729百万円、ソフトウェア1,033百万円およびその他2,328百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価しております。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを1.6%～6.0%（前連結会計年度は3.0%～6.0%）で割り引いて算定しております。

※5 のれん償却額

当連結会計年度において、当社および連結子会社の個別財務諸表上、関係会社株式評価損を計上したことに伴い、「連結財務諸表における資本連結手続きに関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成26年11月28日 会計制度委員会報告第7号）第32項に従って、株式会社そごう・西武に係るのれんを33,401百万円、株式会社バーニーズジャパンに係るのれんを5,878百万円、その他1社分、合計39,300百万円のものれんを一時償却しております。

※6 事業構造改革費用

事業構造改革費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
減損損失	6,108百万円	10,611百万円
転進支援金	724	6,015
店舗閉鎖損失	1,584	7,341
事業撤退に伴う在庫処分	1,527	433
その他	749	1,235
計	10,695	25,637

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△1,992百万円	10,243百万円
組替調整額	△122	10
税効果調整前	△2,114	10,254
税効果額	1,140	△2,515
その他有価証券評価差額金	△974	7,738
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△1,664	△872
組替調整額	—	—
税効果調整前	△1,664	△872
税効果額	634	308
繰延ヘッジ損益	△1,029	△563
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△9,701	△14,915
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△19,345	13,268
組替調整額	1,434	5,227
税効果調整前	△17,910	18,495
税効果額	5,592	△5,377
退職給付に係る調整額	△12,318	13,118
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△54	△25
その他の包括利益合計	△24,077	5,352

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	886,441	—	—	886,441
自己株式				
普通株式	2,375	5	90	2,290

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少90千株は、ストックオプションの行使による減少90千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,450
連結子会社	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	545
合計		—	—	—	—	—	2,995

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	32,269	36円50銭	平成27年2月28日	平成27年5月29日
平成27年10月8日 取締役会	普通株式	34,040	38円50銭	平成27年8月31日	平成27年11月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,114	46円50銭	平成28年2月29日	平成28年5月27日

(注) 1株当たり配当額46円50銭には、設立10周年記念配当8円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	886,441	—	—	886,441
自己株式				
普通株式	2,290	519	770	2,039

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加519千株は、連結子会社（株式会社セブン&アイ・ネットメディア）による当社株式の株式市場からの買付けによる増加514千株および単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少770千株は、連結子会社（株式会社ニッセンホールディングス）の完全子会社化に伴う株式交換による減少467千株および株式市場での売却による減少46千株、ストックオプションの行使による減少256千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,061
連結子会社	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	533
合計		—	—	—	—	—	2,594

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	41,114	46円50銭	平成28年2月29日	平成28年5月27日
平成28年10月6日 取締役会	普通株式	39,798	45円00銭	平成28年8月31日	平成28年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,799	45円00銭	平成29年2月28日	平成29年5月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金	1,099,990百万円	1,222,101百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	80,000	—
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	△32,903	△12,604
現金及び現金同等物	1,147,086	1,209,497

2 重要な非資金取引の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
連結貸借対照表に計上したリース資産の取得額	13,384百万円	6,713百万円
連結貸借対照表に計上した資産除去債務の額	5,745	11,501

※3 事業取得による支出の主な内容

前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

海外連結子会社である7-Eleven, Inc. が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	1,189百万円
のれん	39,838
その他の無形固定資産	7,785
その他	△333
小計	48,479
有形固定資産	29,203
計	77,683

なお、上記のうち、有形固定資産29,203百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

また、事業取得による支出には、譲渡会社が事業譲渡を行うために設立した会社の持分取得のための金額を含んでおります。

当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

海外連結子会社である7-Eleven, Inc. が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	2,047百万円
のれん	69,412
その他	11
小計	71,471
有形固定資産	53,839
計	125,310

なお、上記のうち、有形固定資産53,839百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

また、事業取得による支出には、譲渡会社が事業譲渡を行うために設立した会社の持分取得のための金額を含んでおります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
1年内	89,371	95,704
1年超	492,666	543,277
合計	582,037	638,981

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
1年内	1,957	2,037
1年超	4,121	5,539
合計	6,078	7,576

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、銀行預金等での運用に限定し、資金調達については、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避および有利子負債の金利変動リスクの回避または将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署および統合的リスク管理の統括部署を定めるとともに、金融商品に関しては、次のとおり、リスクを認識し管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。加えて、定期的および適時に相手先の信用度のモニタリングに努め、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

主に店舗の賃貸借契約に伴い発生する差入保証金も預託先の信用リスクに晒されておりますが、受取手形及び売掛金と同様に、相手先の信用度のモニタリングによって、回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

有価証券に関しては、主に譲渡性預金による余資運用を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や株式会社セブン銀行保有の国債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該証券の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建の債務に関しては為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクの回避・軽減を目的として、決済額の一部について為替予約取引を行っております。また、為替予約取引に関しては、評価損益の状況を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達を、また、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ALMに基づく管理）を行っております。そのうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引による当該リスクの回避・軽減を図っております。なお、具体的なヘッジ方法等については「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項」(7)に記載しております。

上記のデリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引）に関しては、信用度の高い金融機関との契約に限定することにより、相手先の契約不履行による信用リスクを回避・軽減しております。

また、営業債務や借入金、社債は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクの管理に当たっては、グループ各事業会社が資金計画を適切に策定・管理するとともに、当社がグループ横断的なキャッシュ・マネジメントを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2 参照）

前連結会計年度（平成28年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,099,990	1,099,990	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	354,554 △3,013		
	351,540	355,048	3,507
(3) 有価証券および投資有価証券	178,483	178,176	△306
(4) 長期差入保証金 (*2) 貸倒引当金 (*3)	291,394 △677		
	290,716	310,832	20,115
資産計	1,920,730	1,944,047	23,316
(1) 支払手形及び買掛金 (*4)	413,582	413,582	—
(2) 銀行業における預金	518,127	518,830	703
(3) 社債 (*5)	439,994	451,491	11,497
(4) 長期借入金 (*6)	462,193	464,960	2,767
(5) 長期預り金 (*7)	26,896	26,504	△392
負債計	1,860,794	1,875,370	14,575
デリバティブ取引 (*8)	656	656	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

(*3) 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*4) 加盟店買掛金を含めております。

(*5) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*6) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*7) 1年内返還予定の長期預り金を含めております。

(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,222,101	1,222,101	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	347,838 △2,993		
	344,845	348,385	3,539
(3) 投資有価証券	145,458	148,292	2,833
(4) 長期差入保証金 (*2) 貸倒引当金 (*3)	302,134 △443		
	301,691	316,473	14,781
資産計	2,014,097	2,035,252	21,155
(1) 支払手形及び買掛金 (*4)	415,349	415,349	—
(2) 銀行業における預金	538,815	539,337	522
(3) 社債 (*5)	399,996	408,000	8,003
(4) 長期借入金 (*6)	498,116	495,895	△2,220
(5) 長期預り金 (*7)	28,453	28,037	△415
負債計	1,880,731	1,886,620	5,889
デリバティブ取引 (*8)	164	164	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

(*3) 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*4) 加盟店買掛金を含めております。

(*5) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*6) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*7) 1年内返還予定の長期預り金を含めております。

(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、決済が長期にわたるものの時価は、信用リスク等を考慮した元利合計額を残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券 (*1)		
非上場株式	13,453	13,496
関連会社株式	27,369	27,362
その他	2,065	1,844
長期差入保証金 (*2)	115,820	108,605
長期預り金 (*2)	32,618	29,822

(*1) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(*2) これらについては、返還予定が合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(4) 長期差入保証金」および負債「(5) 長期預り金」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成28年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,099,990	—	—	—
受取手形及び売掛金	341,715	11,632	1,072	132
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	—	—	—	—
社債	18,500	22,800	10	—
その他	—	—	—	—
譲渡性預金	80,000	—	—	—
長期差入保証金	26,425	88,083	77,730	99,155
合計	1,566,630	122,516	78,813	99,288

当連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,222,101	—	—	—
受取手形及び売掛金	334,623	11,893	1,150	171
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	6,700	21,820	—	—
社債	25,200	23,040	—	—
その他	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—
長期差入保証金	28,371	88,351	76,854	108,557
合計	1,616,996	145,105	78,004	108,728

4 銀行業における預金の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成28年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	411,967	106,159	—	—

(*) 銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

当連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	433,497	105,318	—	—

(*) 銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

5 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成28年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	40,000	50,000	74,994	50,000	80,000	145,000
長期借入金	101,329	137,126	67,524	82,055	21,903	52,254
合計	141,329	187,126	142,519	132,055	101,903	197,254

当連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	50,000	74,996	50,000	80,000	—	145,000
長期借入金	64,301	72,496	85,875	28,665	114,135	132,641
合計	114,301	147,493	135,875	108,665	114,135	277,641

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの
前連結会計年度(平成28年2月29日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	48,694	20,442	28,251
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	41,335	41,305	29
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	90,030	61,748	28,281
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,066	1,464	△398
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	10	10	△0
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	80,000	80,000	—
	小計	81,076	81,474	△398
合計		171,106	143,223	27,882

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額13,453百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	58,996	20,786	38,209
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	27,537	27,523	13
	② 社債	38,196	38,180	15
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	124,730	86,491	38,239
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,020	1,154	△134
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	1,505	1,505	△0
	② 社債	10,276	10,280	△3
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,802	12,940	△138
合計		137,533	99,431	38,101

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額13,496百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1,377	162	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	30	—	2
合計	1,407	162	2

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	193	57	△11
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	193	57	△11

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について166百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について10百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (平成28年2月29日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	4,598	—	△257	△257
	ユーロ	365	—	△19	△19
	元	148	—	△8	△8
	香港ドル	126	—	△7	△7
	売建				
	インドネシア ルピア	267	—	△23	△23
合計		5,506	—	△317	△317

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成29年2月28日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,432	—	73	73
	ユーロ	228	—	1	1
	元	128	—	△0	△0
	香港ドル	105	—	△3	△3
	売建				
	米ドル	49	—	△6	△6
合計		2,944	—	63	63

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成28年2月29日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				(注1)
	買建 米ドル	買掛金	11,380	—	973
為替予約等の振当 処理	為替予約取引				(注2)
	買建 米ドル	買掛金	328	—	—

(注) 時価の算定方法

- 1 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- 2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年2月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				(注1)
	買建 米ドル	買掛金	1,500	—	101
為替予約等の振当 処理	為替予約取引				(注2)
	買建 米ドル	買掛金	251	—	—

(注) 時価の算定方法

- 1 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- 2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成28年2月29日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	13,762	10,550	(注) —

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年2月28日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,550	10,000	(注) —

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子会社は、主に確定給付型の制度として企業年金基金制度を設けており、一部の子会社については、確定拠出型の制度または退職一時金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の米国連結子会社は、確定給付型の退職給付制度のほか、確定拠出型の年金制度を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
退職給付債務の期首残高	245,016百万円	249,767百万円
会計方針の変更による累積的影響額	3	—
会計方針の変更を反映した期首残高	245,019	249,767
勤務費用(注)	11,206	11,460
利息費用	2,645	2,694
数理計算上の差異の発生額	1,303	1,437
退職給付の支払額	△10,109	△11,039
過去勤務費用の発生額	△301	—
その他	3	△340
退職給付債務の期末残高	249,767	253,979

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
年金資産(退職給付信託含む)の期首残高	277,237百万円	267,262百万円
期待運用収益	6,907	6,657
数理計算上の差異の発生額	△18,572	14,490
事業主からの拠出額	11,387	11,636
退職給付の支払額	△9,697	△10,601
年金資産の期末残高	267,262	289,444

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年2月29日)	(平成29年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	241,202百万円	244,816百万円
年金資産	△267,262	△289,444
	△26,059	△44,628
非積立型制度の退職給付債務	8,564	9,163
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△17,495	△35,465
退職給付に係る負債	8,564	9,163
退職給付に係る資産	△26,059	△44,628
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△17,495	△35,465

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
勤務費用(注)	11,206百万円	11,460百万円
利息費用	2,645	2,694
期待運用収益	△6,907	△6,657
数理計算上の差異の費用処理額	1,660	5,406
過去勤務費用の費用処理額	4	△30
臨時に支払った割増額等	123	556
確定給付制度に係る退職給付費用	8,733	13,429

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
過去勤務費用	306百万円	△30百万円
数理計算上の差異	△18,217	18,526
合 計	△17,910	18,495

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
未認識過去勤務費用	△302百万円	△274百万円
未認識数理計算上の差異	12,972	△5,554
合 計	12,669	△5,828

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
債券	49%	43%
株式	36	40
その他	15	17
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
割引率	主として1.0% (米国連結子会社は4.6%)	主として1.0% (米国連結子会社は4.3%)
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として2.9%	主として2.9%

3 確定拠出制度

一部の国内連結子会社および米国連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,138百万円、当連結会計年度8,060百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1 スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
販売費及び一般管理費	795	480

2 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社（親会社）

(1) スtockオプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 4名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 92名	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 106名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 15,900株	普通株式 95,800株	普通株式 24,000株	普通株式 129,700株
付与日	平成20年8月6日	同左	平成21年6月15日	同左
権利確定条件	(注) 2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年5月1日～ 平成40年8月6日	平成21年8月7日～ 平成50年8月6日	平成22年2月28日～ 平成41年6月15日	平成22年2月28日～ 平成51年6月15日

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 115名	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 121名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 21,100株	普通株式 114,400株	普通株式 25,900株	普通株式 128,000株
付与日	平成22年6月16日	平成22年7月2日	平成23年6月15日	同左
権利確定条件	(注) 2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年2月28日～ 平成42年6月16日	平成23年2月28日～ 平成52年7月2日	平成24年2月29日～ 平成43年6月15日	平成24年2月29日～ 平成53年6月15日

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第11回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第12回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 7名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 118名	当社取締役 7名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 108名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 27,000株	普通株式 126,100株	普通株式 24,900株	普通株式 110,500株
付与日	平成24年7月6日	同左	平成25年8月7日	同左
権利確定条件	(注) 2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成25年2月28日～ 平成44年7月6日	平成25年2月28日～ 平成54年7月6日	平成26年2月28日～ 平成45年8月7日	平成26年2月28日～ 平成55年8月7日

	第13回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第14回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第15回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 7名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 113名	当社取締役 8名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 114名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 24,000株	普通株式 102,800株	普通株式 28,100株	普通株式 101,800株
付与日	平成26年8月6日	同左	平成27年8月5日	同左
権利確定条件	(注) 2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年2月28日～ 平成46年8月6日	平成27年2月28日～ 平成56年8月6日	平成28年2月29日～ 平成47年8月5日	平成28年2月29日～ 平成57年8月5日

	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第18回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 7名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 107名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 16,500株	普通株式 86,800株
付与日	平成28年8月3日	同左
権利確定条件	(注) 2	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成29年2月28日～ 平成48年8月3日	平成29年2月28日～ 平成58年8月3日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	12,900	42,400	18,300	64,700
権利確定	—	—	—	—
権利行使	11,100	10,900	14,200	21,600
失効	—	—	—	—
未行使残	1,800	31,500	4,100	43,100

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	16,100	58,700	24,300	85,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	12,300	12,600	18,000	17,500
失効	—	—	—	—
未行使残	3,800	46,100	6,300	68,300

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第11回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第12回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	25,400	91,700	23,400	92,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	17,800	17,200	16,400	18,000
失効	—	—	—	—
未行使残	7,600	74,500	7,000	74,800

	第13回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第14回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第15回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	22,600	91,300	28,100	101,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	16,200	17,000	18,500	17,100
失効	—	—	—	—
未行使残	6,400	74,300	9,600	83,900

	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第18回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	16,500	86,800
失効	1,400	3,000
権利確定	15,100	83,800
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	15,100	83,800
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	15,100	83,800

② 単価情報

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 4,725円	新株予約権1個当たり 4,702円	新株予約権1個当たり 4,725円	新株予約権1個当たり 4,667円
付与日における公正な 評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 307,000円	新株予約権1個当たり 311,300円	新株予約権1個当たり 204,500円	新株予約権1個当たり 211,100円

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 4,724円	新株予約権1個当たり 4,627円	新株予約権1個当たり 4,721円	新株予約権1個当たり 4,603円
付与日における公正な 評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 185,000円	新株予約権1個当たり 168,900円	新株予約権1個当たり 188,900円	新株予約権1個当たり 185,300円

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第11回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第12回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 4,720円	新株予約権1個当たり 4,600円	新株予約権1個当たり 4,720円	新株予約権1個当たり 4,595円
付与日における公正な 評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 216,400円	新株予約権1個当たり 206,400円	新株予約権1個当たり 345,700円	新株予約権1個当たり 330,600円

	第13回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第14回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第15回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 4,719円	新株予約権1個当たり 4,578円	新株予約権1個当たり 4,705円	新株予約権1個当たり 4,574円
付与日における公正な 評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 388,500円	新株予約権1個当たり 383,700円	新株予約権1個当たり 533,000円	新株予約権1個当たり 545,500円

	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第18回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 361,300円	新株予約権1個当たり 381,600円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株式会社セブン銀行

(1) ストックオプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 5名	同社執行役員 3名	同社取締役 4名	同社執行役員 5名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日～ 平成50年8月12日	同左	平成21年8月4日～ 平成51年8月3日	同左
	第3回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 5名	同社執行役員 4名	同社取締役 5名	同社執行役員 8名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日～ 平成52年8月9日	同左	平成23年8月9日～ 平成53年8月8日	同左
	第5回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 6名	同社執行役員 7名	同社執行役員 6名	同社執行役員 7名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成24年8月6日	同左	平成25年8月5日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成24年8月7日～ 平成54年8月6日	同左	平成25年8月6日～ 平成55年8月5日	同左

	第7回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 6名	同社執行役員 8名	同社取締役 6名	同社執行役員 9名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 193,000株	普通株式 44,000株	普通株式 138,000株	普通株式 39,000株
付与日	平成26年8月4日	同左	平成27年8月10日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成26年8月5日～ 平成56年8月4日	同左	平成27年8月11日～ 平成57年8月10日	同左

	第9回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第9回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 6名	同社執行役員 9名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 278,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成28年8月8日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年8月9日～ 平成58年8月8日	同左

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権者は、同社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

3 新株予約権者は、同社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が同社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	157,000	7,000	171,000	16,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	37,000	7,000	38,000	7,000
失効	—	—	—	—
未行使残	120,000	—	133,000	9,000

	第3回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	423,000	13,000	440,000	90,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	81,000	13,000	84,000	35,000
失効	—	—	—	—
未行使残	342,000	—	356,000	55,000

	第5回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	363,000	67,000	216,000	34,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	64,000	27,000	37,000	14,000
失効	—	—	—	—
未行使残	299,000	40,000	179,000	20,000

	第7回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	193,000	44,000	138,000	39,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	32,000	16,000	23,000	12,000
失効	—	—	—	—
未行使残	161,000	28,000	115,000	27,000

	第9回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第9回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	278,000	72,000
失効	—	—
権利確定	278,000	72,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	278,000	72,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	278,000	72,000

② 単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 221,862円

	第3回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 139,824円	新株予約権1個当たり 139,824円	新株予約権1個当たり 127,950円	新株予約権1個当たり 127,950円

	第5回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 175,000円	新株予約権1個当たり 175,000円	新株予約権1個当たり 312,000円	新株予約権1個当たり 312,000円

	第7回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円	新株予約権1個当たり 336,000円	新株予約権1個当たり 483,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 370,000円	新株予約権1個当たり 370,000円	新株予約権1個当たり 537,000円	新株予約権1個当たり 537,000円

	第9回-①新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第9回-②新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	-	-
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権1個当たり 302,000円	新株予約権1個当たり 302,000円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、同社普通株式1,000株であります。

3 ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社(親会社)

当連結会計年度において付与された第17回新株予約権および第18回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第17回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	第18回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
株価変動性(注) 1	29.48%	24.07%
予想残存期間(注) 2	8.58年	5.58年
予想配当(注) 3	77円/株	77円/株
無リスク利率(注) 4	△0.122%	△0.158%

(注) 1 第17回新株予約権は、8年7ヶ月間(平成20年1月6日～平成28年8月3日)の株価実績に基づき算定しております。

第18回新株予約権は、5年7ヶ月間(平成23年1月8日～平成28年8月3日)の株価実績に基づき算定しております。

2 在職中の役員、評価基準日から年齢退任日までの日数と割当個数の加重平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3 付与日における直近の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

株式会社セブン銀行

当連結会計年度において付与された第9回-①新株予約権および第9回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第9回-①新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	第9回-②新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
株価変動性(注) 1	30.354%	30.354%
予想残存期間(注) 2	7.69年	7.69年
予想配当(注) 3	8.5円/株	8.5円/株
無リスク利率(注) 4	△0.187%	△0.187%

(注) 1 7年8ヶ月間(平成20年11月29日～平成28年8月8日)の株価実績に基づき算定しております。

2 在職中の役員、平成28年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3 付与日における直近の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,477百万円	4,408百万円
販売促進引当金	6,839	6,398
未払人件費自己否認額	9,005	9,889
役員退職慰労引当金	647	290
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	1,562	1,332
商品券回収損引当金	690	574
減価償却損金算入限度超過額	13,763	13,494
税務上の繰越欠損金	34,319	39,256
有価証券評価損	880	774
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,168	1,810
固定資産評価差額	11,908	9,566
土地評価損および減損損失否認額	42,050	50,651
未払事業税・事業所税	5,357	4,329
未払費用自己否認額	16,619	17,239
資産除去債務	18,572	20,273
商標権	3,942	2,080
その他	22,723	24,283
繰延税金資産小計	195,531	206,655
評価性引当額	△81,083	△81,445
繰延税金資産合計	114,448	125,209
繰延税金負債		
固定資産評価差額	△57,709	△52,431
ロイヤルティ等評価差額	△23,227	△26,737
固定資産圧縮積立金	△833	△779
有価証券評価差額金	△7,372	△9,860
退職給付に係る資産	△8,363	△13,620
譲渡損益調整資産	△4,759	△4,594
資産除去債務に対応する除去費用	△6,715	△7,181
その他	△4,308	△3,624
繰延税金負債合計	△113,289	△118,830
繰延税金資産の純額	1,158	6,378

(注) 前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
流動資産－繰延税金資産	38,866百万円	30,239百万円
固定資産－繰延税金資産	27,636	25,261
流動負債－その他	△484	△41
固定負債－繰延税金負債	△64,859	△49,080

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
持分法投資損益	△0.2	△0.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	2.1
評価性引当額の増減額	4.6	3.3
住民税均等割	0.5	0.9
のれん償却額	2.7	8.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正額	1.6	0.9
その他	△0.6	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5	49.1

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の32.3%から、平成29年3月1日に開始する連結会計年度および平成30年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,863百万円減少し、法人税等調整額が2,022百万円、その他有価証券評価差額金が46百万円、退職給付に係る調整累計額が111百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

I 取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 CST Brands, Inc.

事業の内容 米国におけるガソリン小売およびコンビニエンスストア事業の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社である7-Eleven, Inc. は、北米において商品力の強化・店舗網の拡充を推進しており、更なる収益拡大を目的としております。

(3) 企業結合日

平成28年7月7日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

7-Eleven, Inc. が、現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年7月7日から平成28年12月31日

3 取得した事業の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価 現金 412,896千USドル (41,694百万円)

取得原価 412,896千USドル (41,694百万円)

4 主要な取得関連費用の内訳及び金額

財務および法務調査に対する報酬 405千USドル (40百万円)

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

331,228千USドル (33,447百万円)

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 4,766千USドル (481百万円)

固定資産 82,013千USドル (8,281百万円)

資産合計 86,780千USドル (8,763百万円)

固定負債 5,111千USドル (516百万円)

負債合計 5,111千USドル (516百万円)

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該金額の概算値に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 円貨額は平成28年7月7日レート(1USドル=100.98円)にて換算しております。

II 取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 Imperial Oil Limited

事業の内容 カナダにおけるガソリン小売およびコンビニエンスストア事業の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社である7-Eleven, Inc. は、北米において商品力の強化・店舗網の拡充を推進しており、更なる収益拡大を目的としております。

(3) 企業結合日

平成28年9月16日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

7-Eleven, Inc. が、現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年9月16日から平成28年12月31日

3 取得した事業の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価 現金 676,379千USドル (68,990百万円)

取得原価 676,379千USドル (68,990百万円)

4 主要な取得関連費用の内訳及び金額

財務および法務調査に対する報酬 2,093千USドル (213百万円)

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

272,908千USドル (27,836百万円)

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 13,195千USドル (1,345百万円)

固定資産 398,299千USドル (40,626百万円)

資産合計 411,495千USドル (41,972百万円)

流動負債 1,161千USドル (118百万円)

固定負債 6,862千USドル (700百万円)

負債合計 8,024千USドル (818百万円)

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該金額の概算値に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 円貨額は平成28年9月16日レート (1 USドル=102.00円) にて換算しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主に店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は不動産賃貸借契約の契約期間等と見積っており、1年～50年であります。割引率は0.0%～8.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
期首残高	68,183百万円	75,140百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,625	13,457
時の経過による調整額	1,324	1,350
資産除去債務の履行による減少額	△1,037	△4,720
原状回復義務免除による減少額	—	△489
見積りの変更による減少額	—	△251
その他増減額 (△は減少)	△955	△813
期末残高	75,140	83,672

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の処理費用の実績等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用の見積り額および使用見込期間に関して変更を行い、見積りの変更による減少額251百万円を変更前の資産除去債務残高から減額しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「通信販売事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、給食事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「通信販売事業」は、株式会社ニッセンを中心とした通信販売事業およびギフト用品の販売、卸売等を行っております。「その他の事業」は、IT事業、サービス事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値、負債は有利子負債の残高であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度のセグメント利益は、「コンビニエンスストア事業」で3,125百万円、「スーパーストア事業」で41百万円、「百貨店事業」で691百万円、「金融関連事業」で284百万円、「その他の事業」で5百万円、それぞれ増加しております。

3 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
営業収益										
外部顧客への 営業収益	2,674,779	2,051,542	881,817	83,019	156,581	157,191	40,772	6,045,704	—	6,045,704
セグメント間の 内部営業収益又は 振替高	1,111	8,973	2,899	819	35,906	1,540	20,809	72,061	△72,061	—
計	2,675,890	2,060,516	884,716	83,839	192,487	158,732	61,582	6,117,765	△72,061	6,045,704
セグメント利益又は 損失（△）	304,110	7,234	3,832	917	49,697	△8,451	5,559	362,898	△10,578	352,320
セグメント資産	1,982,681	1,047,824	485,700	25,200	1,929,839	81,941	186,078	5,739,265	△297,574	5,441,691
セグメント負債 （有利子負債）	132,671	12,927	176,716	—	346,763	28,048	5,850	702,975	329,994	1,032,970
その他の項目										
減価償却費	116,514	23,800	13,569	828	29,071	3,730	2,958	190,474	5,036	195,511
のれん償却額	10,677	3,140	5,288	—	1,695	184	2,124	23,110	—	23,110
持分法適用会社への 投資額	13,471	4,420	584	—	—	3,374	12,895	34,746	—	34,746
減損損失	9,369	12,273	3,972	636	28	2,358	161	28,800	—	28,800
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	219,793	70,259	15,446	1,749	26,544	4,725	3,676	342,195	18,057	360,252

- (注) 1 セグメント利益の調整額△10,578百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。
2 セグメント資産の調整額△297,574百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。
3 セグメント負債の調整額329,994百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。
4 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
5 連結損益計算書においては、上記減損損失の内、6,108百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

（参考情報）

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。
前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	4,055,345	1,855,096	135,262	6,045,704	—	6,045,704
所在地間の内部営業収益 又は振替高	927	208	795	1,931	△1,931	—
計	4,056,272	1,855,305	136,058	6,047,636	△1,931	6,045,704
営業利益又は損失（△）	288,068	65,148	△842	352,373	△53	352,320

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 その他の地域に属する国は、中国等であります。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
営業収益										
外部顧客への 営業収益	2,549,404	2,016,659	849,649	81,744	164,432	136,927	36,870	5,835,689	—	5,835,689
セグメント間の 内部営業収益又は 振替高	1,235	8,874	2,524	818	37,500	2,298	20,553	73,805	△73,805	—
計	2,550,640	2,025,534	852,174	82,562	201,932	139,226	57,424	5,909,495	△73,805	5,835,689
セグメント利益又は 損失（△）	313,195	22,903	3,672	515	50,130	△15,097	4,632	379,952	△15,379	364,573
セグメント資産	2,105,931	1,004,561	431,589	26,399	1,925,815	56,610	179,884	5,730,793	△221,904	5,508,888
セグメント負債 （有利子負債）	177,601	9,570	196,268	—	336,060	33,080	5,912	758,493	289,996	1,048,490
その他の項目										
減価償却費	123,131	25,280	12,982	869	29,416	3,956	2,983	198,620	8,862	207,483
のれん償却額	9,249	3,098	35,598	—	1,306	—	6,204	55,458	—	55,458
持分法適用会社へ の投資額	13,140	4,816	628	—	—	3,338	13,365	35,288	—	35,288
減損損失	10,374	24,040	18,681	1,102	—	3,854	1,666	59,719	—	59,719
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	256,934	40,095	13,847	1,946	20,796	1,831	4,686	340,139	9,629	349,768

- (注) 1 セグメント利益の調整額△15,379百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。
 2 セグメント資産の調整額△221,904百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。
 3 セグメント負債の調整額289,996百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。
 4 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 5 連結損益計算書においては、上記減損損失の内、10,611百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

（参考情報）

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	4,032,077	1,690,509	113,102	5,835,689	—	5,835,689
所在地間の内部営業収益 又は振替高	726	204	372	1,303	△1,303	—
計	4,032,803	1,690,713	113,475	5,836,992	△1,303	5,835,689
営業利益又は損失（△）	299,251	65,548	△238	364,561	11	364,573

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他の地域に属する国は、中国等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	北米	その他の地域	計
4,055,345	1,855,096	135,262	6,045,704

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	その他の地域	計
1,439,662	530,220	2,471	1,972,355

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	北米	その他の地域	計
4,032,077	1,690,509	113,102	5,835,689

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	その他の地域	計
1,433,687	571,775	2,366	2,007,829

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日）

（のれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
当期償却額	10,677	3,140	5,288	－	1,695	184	2,124	23,110	－	23,110
当期末残高	205,036	33,137	53,814	－	15,589	32	6,250	313,860	－	313,860

（負ののれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
当期償却額	－	28	－	4	－	2	－	34	－	34
当期末残高	－	163	－	29	－	－	－	193	－	193

当連結会計年度（自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日）

（のれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
当期償却額	9,249	3,098	35,598	－	1,306	－	6,204	55,458	－	55,458
当期末残高	225,882	29,444	4,171	－	10,700	22	－	270,220	－	270,220

（負ののれん）

（単位：百万円）

	報告セグメント							計	全社・消去	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	通信販売 事業	その他の 事業			
当期償却額	－	23	－	4	－	－	－	27	－	27
当期末残高	－	140	－	25	－	－	－	165	－	165

（のれんの金額の重要な変動）

当連結会計年度より、企業結合会計基準、連結会計基準および事業分離等会計基準等を適用したことにより、のれんが減少しております。当該事象により、当連結会計年度の期首において、「コンビニエンスストア事業」で33,368百万円、「スーパーストア事業」で594百万円、「百貨店事業」で14,044百万円、「金融関連事業」で3,271百万円、「その他の事業」で45百万円、それぞれ減少しております。

また、当連結会計年度に、「百貨店事業」および「その他の事業」において、のれんの一部償却を行ったことにより、のれんが減少しております。当該事象によるのれんの減少額は、「百貨店事業」で33,422百万円、「その他の事業」で5,878百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	2,683.11円	2,641.40円
1株当たり当期純利益金額	182.02円	109.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	181.84円	109.31円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	160,930	96,750
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	160,930	96,750
普通株式の期中平均株式数 (千株)	884,132	884,214
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた 親会社株主に帰属する当期純利益調整額の内訳 (百万円)		
非支配株主に帰属する当期純利益	23	24
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	23	24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた 普通株式増加数の内訳 (千株)		
新株予約権	764	657
普通株式増加数 (千株)	764	657

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
純資産の部の合計額 (百万円)	2,505,182	2,475,806
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	132,908	139,748
(うち新株予約権 (百万円))	(2,995)	(2,594)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(129,912)	(137,154)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	2,372,274	2,336,057
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	884,151	884,402

(重要な後発事象)

I セグメント区分の変更について

当社は平成28年5月に発足した新経営体制のもと、同年10月に中期経営計画を発表し、平成32年2月期の数値目標として営業利益4,500億円、ROE10%を掲げました。その中期経営計画の推進に向け、平成29年4月6日開催の取締役会において、以下のようにセグメントの区分を変更することを決議しました。

1 国内コンビニエンスストア事業

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下SEJという）を統括の中心としたコンビニエンスストア事業であり、SEJとその事業関連会社およびSEJが営業サポート、事業推進・管理を行う海外事業（中国、ハワイ）を含む。

2 海外コンビニエンスストア事業

7-Eleven, Inc.（以下SEIという）を統括の中心としたコンビニエンスストア事業であり、SEIとその事業関連会社およびSEIが営業サポート、事業推進・管理を行う事業会社を含む。

3 スーパーストア事業

高頻度に消費される食料品や日用品といった日常生活に必要なものを総合的に提供する小売事業であり、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ヨークマート、株式会社シェルガーデンとその事業関連会社を含む。なお、専門性の高い商品を提供する株式会社赤ちゃん本舗等は専門店事業に区分を変更する。

4 百貨店事業

多種多様な高額商品・専門性の高い商品を大規模な店舗に集約して展開、提供する小売事業であり、株式会社そごう・西武とその事業関連会社を含む。なお、専門性の高い商品を提供する株式会社ロフトは専門店事業に区分を変更する。

5 金融関連事業

銀行業、クレジットカード事業およびリース事業に関連するサービスを提供する事業であり、株式会社セブン銀行とその事業関連会社、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービスを含む。なお、株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターは全社に区分を変更する。

6 専門店事業

専門性が高く、特徴ある商品・サービスを提供する小売事業であり、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社バーニーズジャパン、株式会社ニッセンといった事業会社を含む。

7 その他の事業

上記6つの報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を担う株式会社セブン&アイ・クリエイトリックや株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、出版事業を担う株式会社セブン&アイ出版、文化教室事業を担う株式会社セブンカルチャーネットワーク、ホテル運営、別荘管理事業等を担う株式会社八ヶ岳高原ロッジを含む。

※ 当社および株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターについては上記セグメントに含まず全社とする。

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

	国内 コンビニエ ンスストア 事業	海外 コンビニエ ンスストア 事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	金融関連 事業	専門店 事業	その他の 事業	計	調整額	連結 財務諸表 計上額
営業収益										
外部顧客への 営業収益	899,836	1,658,338	1,938,093	720,199	164,432	447,210	7,577	5,835,689	—	5,835,689
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,470	204	11,219	9,412	37,499	3,277	16,276	79,360	△ 79,360	—
計	901,306	1,658,542	1,949,313	729,612	201,932	450,488	23,854	5,915,050	△ 79,360	5,835,689
セグメント利益又は損 失(△)	243,839	67,421	20,228	2,867	50,136	△ 11,276	4,005	377,223	△ 12,650	364,573

II 重要な事業の取得

当社は、平成29年4月6日開催の取締役会において、当社の連結子会社である7-Eleven, Inc. が、米国 Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の一部を取得することを決議しました。また、同日付にて7-Eleven, Inc. とSunoco LP社は当該事業取得に関する契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 Sunoco LP社

事業の内容 ガソリン卸売・小売およびコンビニエンスストア事業の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

7-Eleven, Inc. は、平成28年10月に発表いたしました当社グループの中期経営計画のもと、平成31年度における商品平均日販5,000ドルおよび店舗数10,000店を目指し、更なる商品力の強化と店舗網の拡充を推進しております。Sunoco LP社は、米国テキサス州および東部エリアなど7-Eleven, Inc. が出店している地域に多くの店舗を展開しており、同社のコンビニエンスストア事業およびガソリン小売事業の一部を取得することにより店舗網の拡充や利便性向上を進めるとともに、収益性の改善を図るものであります。また、取得する店舗につきましては、今後15年間においてSunoco LP社よりガソリンの供給を受ける契約を締結する予定です。

(3) 企業結合日

平成29年8月（予定）

(4) 企業結合の法的形式

事業取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

2 取得した事業の取得原価および対価の種類毎の内訳

取得の対価 現金3,305.6百万ドル（365,996百万円）

取得原価 3,305.6百万ドル（365,996百万円）

（注）円価額は平成29年4月5日レート（1米ドル=110.72円）にて換算しております。

3 主要な取得関連費用の内訳および金額

現時点では確定していません。

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定していません。

5 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定していません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日 平成年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限 平成年月日
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第3回 無担保社債	20. 7. 3	29,994	29,996	1.940	無担保	30. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第5回 無担保社債	22. 6. 29	20,000	20,000 (20,000)	0.852	無担保	29. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第6回 無担保社債	22. 6. 29	60,000	60,000	1.399	無担保	32. 6. 19
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第7回 無担保社債	25. 4. 26	40,000 (40,000)	—	0.258	無担保	28. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第8回 無担保社債	25. 4. 26	40,000	40,000	0.383	無担保	31. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第9回 無担保社債	25. 4. 26	20,000	20,000	0.671	無担保	35. 3. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第10回 無担保社債	27. 6. 17	30,000	30,000	0.150	無担保	30. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第11回 無担保社債	27. 6. 17	60,000	60,000	0.514	無担保	34. 6. 20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建) 第12回 無担保社債	27. 6. 17	30,000	30,000	0.781	無担保	37. 6. 20
株式会社セブン銀行	(円建) 第6回 無担保社債	24. 5. 31	30,000	30,000 (30,000)	0.398	無担保	29. 6. 20
株式会社セブン銀行	(円建) 第7回 無担保社債	24. 5. 31	10,000	10,000	0.613	無担保	31. 6. 20
株式会社セブン銀行	(円建) 第8回 無担保社債	25. 3. 7	15,000	15,000	0.243	無担保	30. 3. 20
株式会社セブン銀行	(円建) 第9回 無担保社債	25. 3. 7	20,000	20,000	0.460	無担保	32. 3. 19
株式会社セブン銀行	(円建) 第10回 無担保社債	25. 3. 7	20,000	20,000	0.803	無担保	35. 3. 20
株式会社セブン銀行	(円建) 第11回 無担保社債	26. 12. 17	15,000	15,000	0.536	無担保	36. 12. 20
計		—	439,994 (40,000)	399,996 (50,000)	—	—	—

(注) 1 () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
50,000	74,996	50,000	80,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限 平成年月
短期借入金	130,782	150,376	0.27	—
1年以内に返済予定の長期借入金	101,329	64,301	0.43	—
1年以内に返済予定のリース債務	18,533	16,456	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	360,864	433,814	1.18	30.3～42.9
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	28,783	28,365	—	30.3～44.11
合計	640,293	693,314	—	—

(注) 1 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率によっております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金およびリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	72,496	85,875	28,665	114,135
リース債務	5,123	4,399	3,537	2,558
合計	77,619	90,275	32,203	116,693

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	1,394,749	2,866,167	4,288,929	5,835,689
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	74,853	96,280	172,112	217,569
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	43,150	33,480	75,538	96,750
1株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	48.80	37.86	85.43	109.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額 (△) (円)	48.80	△10.94	47.57	23.99

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	426	690
前払費用	563	783
繰延税金資産	100	118
未収入金	※ 38,084	※ 26,981
未収還付法人税等	—	16,936
関係会社預け金	6,108	23,956
その他	※ 1,187	※ 1,320
流動資産合計	46,471	70,786
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,809	3,110
器具備品及び運搬具	4,080	3,439
土地	2,712	2,712
リース資産	—	60
有形固定資産合計	9,602	9,322
無形固定資産		
ソフトウェア	20,691	20,617
リース資産	8,387	7,330
その他	1	1
無形固定資産合計	29,081	27,949
投資その他の資産		
投資有価証券	32,320	39,957
関係会社株式	1,730,252	1,622,917
前払年金費用	711	757
長期差入保証金	2,640	3,384
関係会社長期預け金	90,000	70,000
その他	858	786
投資その他の資産合計	1,856,782	1,737,802
固定資産合計	1,895,465	1,775,074
資産合計	1,941,937	1,845,861

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	40,000	20,000
関係会社短期借入金	89,006	31,007
リース債務	※ 2,819	※ 3,053
未払金	※ 7,827	※ 10,238
未払費用	※ 751	※ 758
未払法人税等	17,217	881
前受金	※ 163	※ 217
賞与引当金	285	275
役員賞与引当金	60	30
その他	611	612
流動負債合計	158,744	67,074
固定負債		
社債	289,994	269,996
関係会社長期借入金	15	16
繰延税金負債	3,421	4,640
リース債務	※ 6,140	※ 4,895
長期預り金	※ 1,485	※ 2,093
債務保証損失引当金	1,552	17,932
固定負債合計	302,609	299,576
負債合計	461,353	366,650
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	875,496	875,496
その他資本剰余金	370,759	370,885
資本剰余金合計	1,246,255	1,246,381
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	177,034	169,680
利益剰余金合計	177,034	169,680
自己株式	△5,641	△5,026
株主資本合計	1,467,649	1,461,035
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,484	16,113
評価・換算差額等合計	10,484	16,113
新株予約権	2,450	2,061
純資産合計	1,480,584	1,479,210
負債純資産合計	1,941,937	1,845,861

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業収益		
受取配当金収入	※1 102,279	※1 209,935
経営管理料収入	※1 4,623	※1 4,800
業務受託料収入	※1 2,991	※1 3,007
その他の営業収益	※1 114	※1 117
営業収益合計	110,008	217,860
一般管理費	※1, ※2 18,044	※1, ※2 23,563
営業利益	91,964	194,297
営業外収益		
受取利息	※1 1,434	※1 1,372
受取配当金	482	565
その他	67	64
営業外収益合計	1,985	2,003
営業外費用		
支払利息	※1 673	※1 469
社債利息	2,604	2,496
社債発行費償却	320	—
その他	9	4
営業外費用合計	3,608	2,971
経常利益	90,341	193,329
特別損失		
投資有価証券評価損	46	—
関係会社株式評価損	15,558	※3 102,648
債務保証損失引当金繰入額	※1 1,552	※1 16,380
その他	※1 2,096	※1 3,130
特別損失合計	19,253	122,159
税引前当期純利益	71,088	71,169
法人税、住民税及び事業税	△1,726	△1,582
法人税等調整額	11	△806
法人税等合計	△1,714	△2,388
当期純利益	72,803	73,558

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	875,496	370,754	1,246,251	170,541	170,541
当期変動額						
剰余金の配当					△66,309	△66,309
当期純利益					72,803	72,803
自己株式の取得						
自己株式の処分			4	4		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	4	4	6,493	6,493
当期末残高	50,000	875,496	370,759	1,246,255	177,034	177,034

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△5,836	1,460,955	11,028	11,028	1,977	1,473,961
当期変動額						
剰余金の配当		△66,309				△66,309
当期純利益		72,803				72,803
自己株式の取得	△28	△28				△28
自己株式の処分	224	228				228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△543	△543	472	△71
当期変動額合計	195	6,693	△543	△543	472	6,622
当期末残高	△5,641	1,467,649	10,484	10,484	2,450	1,480,584

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	875,496	370,759	1,246,255	177,034	177,034
当期変動額						
剰余金の配当					△80,912	△80,912
当期純利益					73,558	73,558
自己株式の取得						
自己株式の処分			125	125		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	125	125	△7,354	△7,354
当期末残高	50,000	875,496	370,885	1,246,381	169,680	169,680

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△5,641	1,467,649	10,484	10,484	2,450	1,480,584
当期変動額						
剰余金の配当		△80,912				△80,912
当期純利益		73,558				73,558
自己株式の取得	△23	△23				△23
自己株式の処分	638	764				764
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,629	5,629	△389	5,240
当期変動額合計	614	△6,613	5,629	5,629	△389	△1,373
当期末残高	△5,026	1,461,035	16,113	16,113	2,061	1,479,210

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示されたものを除く。）は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
短期金銭債権	37,271百万円	27,529百万円
短期金銭債務	10,008	12,614
長期金銭債務	7,608	6,973

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
営業取引高		
営業収益	110,003百万円	217,856百万円
一般管理費	1,320	3,296
営業取引以外の取引高	5,512	18,344

※2 一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
従業員給与・賞与	3,872百万円	4,193百万円
賞与引当金繰入額	285	275
退職給付費用	137	171
減価償却費	2,493	6,186
支払手数料	1,411	2,433
E D P 費用	3,275	3,312

※3 関係会社株式評価損102,648百万円には、連結子会社である株式会社そごう・西武株式評価損94,667百万円、株式会社バーニーズジャパン株式評価損6,114百万円およびその他1社分が含まれております。

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式
前事業年度 (平成28年2月29日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,501	3,002	1,500
合計	1,501	3,002	1,500

当事業年度 (平成29年2月28日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,501	4,150	2,648
合計	1,501	4,150	2,648

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
子会社株式	1,721,792	1,614,458
関連会社株式	6,957	6,957

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式および関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	94百万円	85百万円
未払事業税・事業所税	34	50
新株予約権	790	631
税務上の繰越欠損金	2,579	1,995
関係会社株式評価損	28,974	58,940
債務保証損失引当金	500	5,491
その他	32	1,083
繰延税金資産小計	33,005	68,278
評価性引当額	△32,891	△67,339
繰延税金資産合計	114	938
繰延税金負債		
前払年金費用	△168	△186
その他有価証券評価差額金	△3,266	△5,273
繰延税金負債合計	△3,435	△5,460
繰延税金資産（負債）の純額	△3,321	△4,521

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8	7.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△51.6	△99.5
評価性引当額の増減額	9.1	55.5
その他	△0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.4	△3.4

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の32.3%から、平成29年3月1日に開始する事業年度および平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

これによる損益への影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	2,809	511	3	207	3,110	1,022
	器具備品及び運搬具	4,080	242	9	874	3,439	1,672
	土地	2,712	—	—	—	2,712	—
	リース資産	—	67	—	7	60	7
	計	9,602	822	12	1,089	9,322	2,702
無形固定資産	ソフトウェア	20,691	7,775	2,752	5,097	20,617	—
	ソフトウェア仮勘定	—	5,243	5,243	—	—	
	リース資産	8,387	1,813	823	2,047	7,330	
	その他	1	0	0	0	1	
	計	29,081	14,833	8,820	7,144	27,949	

- (注) 1 「ソフトウェア」および「ソフトウェア仮勘定」の当期増加額の主なものは、グループ会社が共同で使用しているソフトウェアの開発に係るものであります。
- 2 「ソフトウェア」の当期減少額の主なものは、将来にわたって使用しないと判断した機能の除却によるものであります。
- 3 「ソフトウェア仮勘定」の当期減少額の主なものは、「ソフトウェア」への振替によるものであります。
- 4 「リース資産」(無形)の当期増加額の主なものは、グループ会社が共同で使用しているソフトウェアであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	285	275	285	275
役員賞与引当金	60	30	60	30
債務保証損失引当金	1,552	16,380	—	17,932

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.7andi.com/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書およびその添付書類

平成28年5月6日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書

平成28年6月1日関東財務局長に提出

平成28年8月9日関東財務局長に提出

平成28年8月12日関東財務局長に提出

平成28年9月30日関東財務局長に提出

平成29年2月24日関東財務局長に提出

平成29年4月5日関東財務局長に提出

平成29年4月6日関東財務局長に提出

平成29年4月6日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度（第11期）（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）平成28年5月27日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書およびその添付書類

平成28年5月27日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書および確認書

（第12期第1四半期）（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）平成28年7月14日関東財務局長に提出

（第12期第2四半期）（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）平成28年10月13日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）平成29年1月13日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書および確認書

平成29年4月5日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書およびその確認書であります。

(7) 臨時報告書

平成28年6月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年8月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年8月12日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年9月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年2月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年4月6日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年8月12日関東財務局長に提出

平成28年8月9日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

平成29年4月6日関東財務局長に提出

平成28年9月30日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 5月26日

株式会社 セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金井 沢治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月6日開催の取締役会において、会社の連結子会社である7-Eleven, Inc. が、米国Sunoco LP社からコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業の一部を取得することを決議した。また、同日付にて、7-Eleven, Inc. とSunoco LP社は当該事業取得に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月26日

株式会社 セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金井 沢治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月26日
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井阪 隆一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長井阪隆一及び執行役員経理部シニアオフィサー中村英和は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社（60社）及び持分法適用関連会社（26社）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループ内の事業の特性を考慮し、各事業拠点の前連結会計年度の営業総利益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結営業総利益の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。